

議 事 日 程 （第 1 号）

平成22年12月17日（金曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告
- 日程第4 議員派遣の件
- 日程第5 一 般 質 問
- 日程第6 議案第57号 東白川村定住促進条例について
- 日程第7 議案第58号 東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第59号 東白川村特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第60号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第9号）
- 日程第10 議案第61号 平成22年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第62号 平成22年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第63号 平成22年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第64号 平成22年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 同意第8号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第15 同意第9号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第16 同意第10号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第17 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員（7名）

1 番	村 雲 辰 善	2 番	桂 川 一 喜
3 番	樋 口 春 市	4 番	服 田 順 次
5 番	今 井 保 都	6 番	安 倍 徹
7 番	安 江 祐 策		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長 安 江 眞 一 教 育 長 安 江 雅 信

参 事 兼 総務課長	今 井 俊 郎	会 計 管 理 者	安 江 清 高
村 民 課 長	小 池 毅	産 業 建 設 課 長	松 岡 安 幸
教 育 課 長	安 江 宏	国 保 診 療 所 事 務 局 長	安 江 弘 企
地 域 振 興 係 長	桂 川 憲 生	監 査 委 員	安 江 正 彦

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 書 記	河 田 孝
------------------	-------

◎開会及び開議の宣告

○議長（服田順次君）

ただいまから平成22年第4回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、6番 安倍徹君、7番 安江祐策君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（服田順次君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの5日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月21日までの5日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告

○議長（服田順次君）

日程第3、例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

○監査委員（安江正彦君）

平成22年12月17日、東白川村議会議長 服田順次様。東白川村監査委員 安江正彦、同じく安倍徹。

例月出納検査結果報告。

平成22年8月分、9月分及び10月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 平成22年8月分、9月分及び10月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成22年9月27日、平成22年10月27日及び平成22年11月25日。

3. 検査の結果 平成22年8月末日、9月末日及び10月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数はすべて関係書類に合致し正確であった。

続きまして、定例監査の結果報告でございます。

議案の一番終わりに閉じてあると思いますが、お願いします。

定例監査結果報告。地方自治法第199条第4項の規定により、平成22年10月21日、22日及び同月28日、29日の4日間実施した定例監査の結果は次のとおりである。よって、同法第199条第9項の規定によって報告する。

なお、同法同条第10項の規定により意見書を付する。平成22年12月17日、東白川村監査委員 安江正彦、同じく安倍徹。東白川村長 安江眞一様。東白川村議会議長 服田順次様。

監査の主眼

1. 事務事業が住民福祉の増進に寄与しているかの確認。
2. 最少の経費で最大の効果を上げているかの確認。
3. 行政の組織及び運営の合理化が図られているかの確認。
4. 工事が適正に行われているかの確認。

監査の方法 前半（書類審査）

1. 平成22年9月末の各会計の予算執行状況、現金、預金、有価証券及び基金等の管理保管状況等の監査。
2. 平成22年9月末の各課所管の事務事業の進捗状況の監査。
3. 平成22年9月末の財産台帳、備品台帳、出張整理簿、休暇整理簿等の整理状況の監査。
4. 平成21年度末の村税等の滞納分が22年度に確実に調定され、収入督促されているかの監査。
5. 現金取扱部署（役場窓口の各種手数料、診療所の診療報酬一部負担金など）での公金徴収事務が適正に調定され、速やかに収納期間に納入されているかの監査。
6. その他、関連する必要事項の監査。

後半（現地監査）

1. 出先機関の活動状況、農林業施設、福祉施設、体育施設の利用状況及び維持管理状況、村営住宅及び地域施設の管理状況等の監査。
2. 平成22年度各工事の進捗状況と平成21年度下半期の各工事の維持管理状況の監査。

監査の結果

1. 予算の執行状況及び預金等の管理状況。

平成22年度一般会計と特別会計を合わせた予算現額は33億578万1,000円で、平成22年9月末現在の予算執行状況は、収入済額22億6,192万2,506円、支出済額15億4,617万7,236円で、差し引き残高は7億1,574万5,370円であり、その保管状況は、いずれもめぐみの農協で、普通預金1億1,483万5,524円、当座預金246円、定期預金3口で6億円、村営住宅定期預金2口で90万9,600円であり、予算執行率は42.3%で前年度同期の39.0%に比べ3.3ポイント上回っています。

基金管理状況は、前年度同期と比較すると1億7,615万5,145円増の7億7,532万9,312円で、その内容は、定期預金17口、普通預金1口、土地1件であります。基金が大幅に増加したのは、21年度に財政調整基金に約1億5,000万円追加したためです。

出資証券等保管状況は、前年同期と同額の1億2,305万4,000円であります。その内容は、出資証券15団体、証券78枚1,784万2,500円、株券8団体、48枚(2,077株)1億121万1,500円、債権1団体400万円であります。

予算執行状況、現金保管状況、基金管理及び有価証券保管状況は、的確であり正確であることを認めます。

2. 平成21年度に発生した村税等の滞納額が22年度において正確に調定され、歳入の督促が行われているかについて。

平成21年度末の村税等の滞納額は5,718万6,595円あり、それが22年度に適正に調定され、歳入の督促がなされているかを調査しました。その結果、一部に減額の調定がなされていなかったため、22年度に滞納額として繰り越されたものがありましたが、22年度において更生の調定がなされ修正されていました。なお、村税等、主なものの9月末の滞納額は以下のとおりです。括弧内は21年度同期。

村税(村民課)2,712万9,107円。括弧内は省略します。国民健康保険税(村民課)2,196万7,580円、介護保険料(村民課)33万1,100円、CATV使用料(総務課)192万2,831円、有線放送電話使用料(総務課)17万3,200円、簡易水道使用料(村民課)61万7,393円、後期高齢者医療保険料(村民課)33万9,000円、合計5,248万211円。昨年度が5,057万1,489円です。

村税等の滞納状況は、昨年の同期と比較しますと、国保税、簡水使用料では減少していますが、村税、CATV使用料などでは増加し、金額で190万余の増となり、昨年より3.7%ほど増加しています。

村税等の徴収状況について、現年度分については、村税、国保税、各使用料とも、関係各課、嘱託徴収員の努力で97%以上の収納率になっていますが、過年度分についてはまだ多くの滞納額がありますので、一層の努力をお願いします。

3. 窓口で収納される手数料、診療報酬の一部負担金などは適正に調定され、指定金融機関に納入されているかの調査。

村が収納する税、各種手数料等の大部分は、納付書等により口座振替か指定金融機関等に納入されますが、戸籍、住民関係の手数料、診療報酬の一部負担金、健診の手数料等は、住民の便を図るため、関係の窓口で徴収します。その取り扱いについて調定が適正に行われているか、決裁はなされているか、遅滞なく指定金融機関に納入されているかを調査しました。それぞれ適正に処理されていましたが、やむなく時間外に収納する場合もあり、現金の保管には配慮する必要を感じました。

以下、現地監査で気づいたことを申し上げます。

村が所有する大部分のデータは、コンピューターで管理されており、情報の管理については徹底されているところですが、数多くの機械がサーバー室に保管されています。経費の節減と説明があ

りましたが、保管施設が不十分で不安を感じました。多少経費はかかるかもしれませんが、地震等に耐え得る設備が必要と思います。

2. 平成22年度の予算編成の基本方針で、立村当時の人口の再現を目標に掲げられ、21年度からの繰越事業ではありますが、木曾渡地内に立派な住宅が完成しました。今年度以降も同地区に住宅の建設の予定があるようですが、人口増の一助になることを期待します。

3. 平成21年度の国の交付金事業で、小・中学校に電子黒板、大型デジタルテレビなど、多くのIT機器が整備されました。現地監査の折、整備された機材を利用した授業を見せてもらい、有効に活用されていることを確認しました。今後はソフト等の追加も必要と思いますが、これが継続的に利用されることが大事だと思います。

4. 平成5年に設置された鮎ヶ瀬公園の展望施設がリニューアルされ、あずまや等も新しくなりました。また、景観整備の植樹は、公園の運営委員、観光協会の会員等で行われ、立派な施設になりました。今後、下草刈り等管理も大変と思いますが、いつまでもきれいな展望台でありたいものです。

むすび

平成22年度の定例監査は、例年どおり書類審査、現地監査に分け、4日間実施しました。それぞれ担当課長、担当者には、多忙の中、懇切丁寧に説明いただき、また多くの資料を提出いただき、ありがとうございました。

22年度9月末の一般会計の予算規模は、昨年の同期と比較すると12.6%減の22億75万7,000円です。昨年は3億円余りの小学校の大規模改修工事があり、これを除外すればほぼ同額です。

ことし7月には大規模な梅雨前線豪雨災害が発生し、村内各地で被害が出ました。特に親田地区の農地災害、後山の土砂崩れは近年にない規模の災害で、復旧の心配もしましたが、関係者の御尽力により、現在ではすべての復旧工事が発注され、完成を待つばかりになっています。

間もなく23年度予算の編成も始まると思います。長引く不況で税収の落ち込み、国の事業仕分けなど、厳しい予算編成だと思います。取捨選択も必要と思いますが、総合計画に基づき、また英知を結集して、村民がひとしく物心両面において豊かさを実感できる施策が展開されることを祈念し、意見とします。以上です。

○議長（服田順次君）

監査委員の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（服田順次君）

日程第４、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安倍徹君。

○議会運営委員長（安倍 徹君）

議員派遣の件について説明をいたします。

次のとおり議員を派遣する。

- １．お松さま祭り、地域の活性化に資する、茶の里会館周辺、平成22年12月23日、議員全員。
- ２．東白川村消防団出初め式、地域の防火防災に資する、はなのき会館、平成23年１月５日、議員全員。
- ３．平成23年東白川村成人式、新成人を祝すとともに青少年の健全育成に資する、はなのき会館、平成23年１月９日、議員全員。
- ４．中学校ふるさと学習発表会、生徒の健全育成に資する、東白川中学校、平成23年１月27日、今井保都議員。

次のとおり議長決裁による議員を派遣したので報告するの欄につきましては、お手元の配付書類にお目通しをいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決・承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（服田順次君）

日程第5、一般質問を行います。

通告者は5名です。

通告順に質問を許可します。

2番 桂川一喜君。

〔2番 桂川一喜君 一般質問〕

○2番（桂川一喜君）

先日、村長の人口対策を主軸とした予算方針が発表されました。それに関連して幾つかの質問をしたいと思います。

まず、人口対策というと、真っ先に出るのが雇用の問題です。最近の不況や産業構造の変化を受け、民間では雇用は減少傾向です。もちろん行政でもその傾向は同じですが、民間に比べ、まだまだ雇用が確保されていると思います。正職員については、短期の展望で採用や不採用を考えることは、必ずしも正しい結果を生み出すとは言えませんが、臨時職員については比較的短い将来を見越して雇用していくことが可能であると思います。

そこで、次の何点かについて、村長の考えを伺いたいと思います。

本来、行政の仕事は正職員で行うことが原則だとは思いますが、必要な労働力を正職員として採用するのか、臨時職員として採用するのか、その判断基準をお聞かせください。

短期での雇用が予測される臨時職員は、即戦力であることも大切な要素になるはずですが、専門的な知識を必要とする職種においては、十分に知識と技量を持ち合わせている職員を採用できているのでしょうか。専門的知識が必要な業務については、費用や成果を考えた場合、外注で行った方が有効なものもあるかと思いますが、その業務を臨時職員で補うのか、あるいは外注で行うのか、その選択基準はどうなっていますでしょうか。臨時職員を使っている事業の中で、臨時職員を使うより外注によって業務を行った方が有益だと判断できたときには、速やかに外注に移行するお考えがあるのでしょうか。

正職員とは違い、臨時職員は雇用をやめたり、人員の入れかえなどにかかなりの柔軟性が見込めるはずですが、臨時職員の仕事ぶりを常に監視しながら継続雇用を考えていくことは、村民の利益を守ることに繋がると思います。現在、それが十分なされているのかをお尋ねいたします。また、雇用の柔軟性を生かすと、若者のUターン時に当面の就職先としての役割が見込めるわけですが、Uターン希望者を積極的に雇用し、かつての若者のにぎわいを取り戻していくようなお考えはあるのでしょうか。

次に、人口対策として、今村にいる子供たちは非常に重要だと思います。そこで、行政の立場として、その子供たちに対する教育というものをどう考えておられるのか、次の3点について村長としてのお考えをお伺いします。

まず、村の将来を担うために、子供たちへの教育は非常に重要であると考えますが、子供たちへの教育と村の将来との関係について、どのようなお考えを持っておられるのでしょうか。

次に、Ｕターンを促すために、村で生まれ育った子供たちに何らかの教育が必要だと私は考えておりますが、村長はいかがでしょう。また、子供のいる家族のＵターン、Ｉターン者に対して、不安のない教育を提供することについてはどうお考えでしょうか。

さて、最後に、以前からの継続質問ではありますが、現在のフォレストスタイルの動向についてお聞きいたします。

当初の目的や目標が、別の目的や別の目標に変わってきてはいないでしょうか。予定や成果は計画どおりに進んでいますでしょうか。また、独立に向けての展望と具体的なタイムスケジュールがそろそろできているのではないかと思います、いかがでしょうか。

以上、お答えをよろしくお願いいたします。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

桂川一喜議員の質問にお答えをいたします。

箇条書きの１番、２番と番号が打ってございますので、そのようにお答えをいたします。

１番の問題につきましては、正規職員と臨時職員では職務の性質、任用根拠がもともと法的に異なっており、それゆえ別々に募集し、採用をしております。一括採用して振り分けているわけではございませんので、判断基準というよりは、採用自体が異なるものと考えていただきたいと思います。

２番ですが、募集・採用の際に、専門的職種に必要とされる知識・能力を告知し、必要となる能力を十分に備えた職員を採用するようにしております。

３番について、外注するか、臨時職員で対応するかについては、それぞれの利点・欠点があるため、総合的に考慮して、職務ごとに合理的な方法を選択すべきと思っております。

それから４番ですが、質問にあるように、外注に委託する方が合理的であると判断すれば、当然それによるべきであります。例として、病院時代に、医療事務や給食業務を外部委託して多いに経営改善をしたことがございます。この場合も、職員については地元採用を優先するようお願いをしてきております。

５番ですが、臨時職員の適格の審査については、任用が切れて、再度任用を行う際には、適格性も審査することになるため、定期的な確認はできていると考えております。現在、勤めている職員については不適格な職員はいないと考えておりますが、もしそういうことがあれば、適切に対処する所存でございます。

６番ですが、臨時職員の採用については、就職希望者の需要があれば、臨時の柔軟性を生かした雇用対策に活用することはもちろん可能であり、場合によっては有効な政策であると思っております。

最後に、臨時職員の方で、正規職員同様にお勤めをいただいている方もございますので、23年度には待遇改善の予定でありますが、まだどのようなことにするかは考慮中でございますので、当初

予算よりは補正ということになる可能性もございます。以上でございます。

それから、教育についての村長の考えをということでございますが、1番については、教育の内容は教育長を中心とした教育委員会にお任せをいたしておりますが、教育を行う施設や備品は大切な子供たちのためであり、何をおいても村で整えてまいります。

2番についてですが、議員と同じように子供の教育は大変重要であると考えております。村の将来については、子供たちに現在の村を知り、将来の村を考えてほしいと思っております。

3番ですが、村で育った子供たちには、一人でも多く帰ってきてほしいと考えております。帰るための教育も必要でございますが、施策も重要だと考えております。

4番ですが、Uターン、Iターンの方の子供も村の子供と同じ考えでございますが、教育についての不安はPTAの皆様や教育委員とも相談しながら進める考えでございます。それから、子供の教育については、校内の教育のほかに、PTAの方やボランティアの方に部活やクラブ活動を指導しておっていただきます。このことについては深く感謝を申し上げたいと思います。この機会にお礼を申し上げます。

フォレストスタイルについてですが、動向はいい方へ変化していると思っております。また、独立のタイムスケジュールはまだ考えておりませんが、現在の数字については係から説明をいたします。以上でございます。

○議長（服田順次君）

産業建設課長。

○産業建設課長（松岡安幸君）

フォレストスタイルの契約の状況でございますが、先般の総務委員会でもちょっと資料が出ましたけれども、22年度に入ってから契約でございますが、契約済みが12件ございます。それから、まだ3月までございますけれども、あと3件ほどは契約できるのではないかと思いますので、22年度としましては15件ほどになるのではないかと思います。よろしくお願いします。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

まず、臨時職員についての件ですが、全く前向きにやっていたということが確認できまして、今後も積極的にそのようなお考えでやっていただけるとありがたいと思います。

ただ1点だけ、Uターン者の受け入れ体制については、20年ぐらい前のころには、民間においても、若い女性の方でこれから結婚される予定のある方が就職できるような場が非常に多くありました。それがここ10年、20年の間に、民間もやっぱり厳しくなってきました、事務員での採用が減っていった、今後婚活の問題なんかでも、結婚をする男性は結構見えますが、結婚対象となる女性の方の人数がどんどん減っていかれます。これは行政においても、当初、結婚適齢に値する女性の方多く勤めてみえた現実から今に至ってみますと、その年齢層が民間、行政ともに減ってきています。

民間については、不況のあおりも受け、じゃあ積極的にふやしましょうというようなことを簡単に申し上げても、なかなかそのようなわけにはいきません。ですが、結婚適齢期という表現が妥当かどうかわかりませんが、その辺の年齢層を積極的に、一時的に村の中の人口比率としてふやそうというときに、この臨時職員という柔軟性に一番対応でき得る施策で直接雇用ができるこの部分というのは、もしかしたら、かなり有益な人口ピラミッドの二十前後の女性をふやすという目的に積極的に使えるんじゃないかというのが僕としての考えですので、もう一回、そのことについてはどのようにお考えかということをちょっと質問したいと思います。

それから教育についてですが、そのような考えであるということは非常にありがたいことで、今後もそのような考えでやっていただけるとうれしいと思いますし、教育長さんにお任せしてあるという件につきましても、子供の資質でありますとか、子供の個人としての資質につきましては、日ごろ、うちの村については、周りからもよくお褒めをいただくように、まことに頑張っていたいた結果がもう既に現にあらわれていると思います。

今回の質問の趣旨は、子供の資質における教育についての質問というよりは、もう少し一步進んで、せっかくいい子供が育って、村を考えてくれる、村を好きである子供が育っているにもかかわらず、その子供たちが最後にこの村へ帰ってきて、その力を、自分が育ててもらった資質を生かそうという積極的な気持ちを育てるのは一体どこだろうかと考えたときに、教育委員会というのは、個人の資質でありますとか、子供の健やかな状態を保つことが目的になりがちですので、今度ウターンというものに関しては、教育ではなくて行政側がもう少し積極的に、子供たちが帰ってきたいが、今度、必ず帰ってくるんだというような意識改革を、大人だけではなくて、子供の方にも何らかの形で行って行けたら素晴らしいことではないかと思ひまして、もう一度その件を、もう少し突っ込んだ、こんなことをしていくとどうだろうかというような御提案をいただけたらいいかと思ひます。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

ただいまの再質問の件ですが、私も全く桂川議員と同じ考えでございます。

教育の問題ですが、どうしたら帰ってきてくれるのかなということはなかなか難しい問題で、行政がそれをどういうふうにするかと。希望はあっても、じゃあどうすれば帰ってきてくれるのかなということは、親さんにもお願いをしなければなりません。ぜひ村へ帰ってきてくださいとお願いをしていただくかしないといけないかなとは思ひますが、なかなか一発で回答ができる問題ではないと思ひております。

それから、臨時職員については全くそのとおりでございまして、できれば適齢期の方に臨時職員をお願いしたいと考えておりますが、なかなか募集をしても応募もないというような現状でございまして、苦慮しておるところでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

ただいまの返答にございました、募集をかけてもなかなか応募がないという現状は各所で聞かれることでありまして、非常に雇用が少ないと言われていて、働く場所がないよという村民の答えに対して、村の方でも、それ以外にも村内各所で募集をかけたときに、なぜか本来の皆さんの希望と相反する結果で、募集をかけてもなかなかいませんよという話はさんざん聞きますが、逆に、いつごろどんな募集が出るのかという情報が非常に乏しくて、急に募集を出されてもそれに対応できない。特に、新卒者などを期待しているときには、ある一定の職種を希望される。特に臨時職員は、先ほども言われましたように、専門的な必要性を感じて募集をかけられる場合が非常に多いかと思いますが、専門的なものを急に募集をかけられても、実は雇われたい側が、その専門的な知識をそのタイミングに応じてとれているとは言えません。

これは民間でもちょっと言われたことなんですけれども、実は欲しい人材と育てている人材にギャップがあって、もっと先を見越した、このような人材がもし育ってくれば、村はこのような形で採用しますよ。実は村内にも各所にいろんな事業所がありまして、このような資格を持っていれば帰ってきたら就職できるよという情報を、村を含め、民間を含め、実は民間の努力だけではなく、行政側も積極的な広報といえますか、取り次ぎといえますか、このような人材が1年後に必要ですとか、2年後に必要です。3年後にこのような人材が必要ですから、今からこのような学校へ行かれると、将来村へ帰っていただけますというような提案、もう一歩進んだ形での情報提供というものを、今後行政側にも積極的にしていただきたいとともに、民間に対してもそのような御指導をいただけるとありがたいと思いますが、再度その件につきましてお答えをいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

正規の職員については、もう4月になれば来年度こういう人が要るよということは発表して募集をするわけですが、臨時職員につきましては、急に正規の職員が病気になって休んだとか、そういうことで募集をする場合が多くなっておりますので、なかなか期間をずっと前に募集をしておくということが難しいわけございまして、議員の言われるように、早くからわかっておれば当然募集をするわけございまして。この方が定年になるよという場合も、前からわかっておりますので募集をできるわけですが、今後、そういうことはなるべく早目にやっていくという努力をさせていただきますが、なかなか臨時職員さんを来年の4月から募集しますということは、全く二、三ヵ月前にならないとわからないというのが現状でございまして、お説はごもっともと思いますが、そういうふうになかなかおこたえできないというのが悩みでございまして。

いずれにしても、できるだけ早く募集をして、応募をしていただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

次に、1 番 村雲辰善君。

〔1 番 村雲辰善君 一般質問〕

○1 番（村雲辰善君）

それでは、質問をさせていただきます。

次年度の予算を考える時期となってきましたので、財政関連についての質問をさせていただきます。

地域の財政を考えるには、行財政、住民の各家庭の家計、地場産業の経営の安定という三つがバランスよく底上げされてこそ、本当の意味で地域の財政が健全化されていくものと考えます。

本村の行財政については、近年、節約にも努められた結果、財政に関する指標では実質公債比費率も改善され、財政調整基金も4億8,000万ほど積み上げられるなど、大変よい方向に改善されていると思っております。

しかしながら、各家庭、地場産業全般の安定については、非常に厳しいものがいまだあるかと思っております。これは全国的な問題でありまして、大変難しいところではありますが、この二つの回復の見込みが見当たらないというのは、非常にこれからを考えても危惧するところであります。

地域の行財政の状態が幾らよくなったとしても、そこに住む住民の皆さんや地場産業が衰退・疲弊してしまえば、地域の財政が経済的に健全化されているとは言わないのではないのでしょうか。フォレストスタイル事業など部分的には施策として取り組まれているものもありますが、全体的な底上げとしては、まだまだ効果的に取り組まれているものがないようにも思われます。仕事と収入が確保でき、安心して住み続けることができる地域をつくってこそ、持続可能な地域ということになるわけなんです。現在、次年度の予算を考えるに当たり、どのような考えをお持ちであるかをお聞きしたいと思います。また、次年度に向けて具体的な取り組みの準備があるのかも、ともにお聞きさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

村雲議員にお答えをいたします。

地域財政の健全化についての御質問でございますが、御案内のように、村の財政は少しずつよくなってまいりました。職員皆さんの努力、我慢、そして議員の皆様初め村民の方々の御理解、協力のおかげと考え、心から感謝を申し上げたいと思います。しかしながら、議員御指摘のように、村内の景気はいま一つ、まだまだ回復に向かったとは考えにくいような状態だと認識をしております。

そこでどうするかが重要でございますが、今までで計画した活性化策で、芽の出てきたものもございますが、なかなか目からうろこの落ちるような策はございませんで、一つ一つ身の丈に合ったものを積み重ねていくということが大切と考えております。前から始めております農地の荒廃の防止とか、有害鳥獣の駆除であるとか、小さなことを一つ一つ積み上げていきたいと思っております。また、地域の重要な産物でございますトマトやお茶について、どのような支援策がいいのか考えて、

来年度の予算にも盛り込む予定でございます。

それから、IターンやUターンの方々にも支援をしていきたいということで、定住促進住宅等の建設、そしてまた、きょう提出しております定住促進条例等によって、少しでも村の状態がよくなるように予算の中に反映をしていきたいと思っております。

それから、何となく沈滞ムードと申しますか、そのようなことを少しでも払拭して、明るいムードでやりたいということで「日本で最も美しい村」連合というものがございまして、これに申し込みをいたしました。まだ審査を受けておりませんのでわかりませんが、年間に五つの村が加入可能であると言われておりますので、これに我が村が適応できるように、少し23年度は予算を組みたいと。こんなことで、歴史と文化と景観もアピールして、東白川村を宣伝して、イメージアップと交流人口の増加を目指しております。

どうか議員の皆様方もよいお知恵を出していただいて、御協力いただきますようお願いを申し上げて、お答えいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、1番 村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

9月に国勢調査が行われたわけなんです、そこで本村の現在の人口の状態というのが出たと思いますが、もし発表できるようでしたらお聞かせいただきたいと思います。

また、過疎対策の方向性として、ソフトランディング型の政策とテイクオフ型の政策という言葉聞いたことがあります。ソフトランディング型の政策というのは、軟着陸という意味らしいです。テイクオフ型の政策というのは、一度下がってきたやつをまた離陸するという意味ですが、そういう言葉をお聞きしたことがございますでしょうか。これを僕も知って考えたんですが、ソフトランディング型、軟着陸というのと、テイクオフということなんですが、今、具体的な施策が見えてこない、または村のビジョンがはっきりしないということは、この二つで考えると、あまり活発的に施策が見えていないと、ソフトランディング型を村のビジョンとしてやっておられるのかなあと、いうことを考えてしまいます。軟着陸型ですので、行けるところまで行って、行けなくなったらどこかに吸収合併をしてしまうと。逆に、いろんな議論が活発になって、いろんな施策が出てくれば、テイクオフ型ということで離陸すると、再生をしていくということで、村民の皆さんもイメージができるんじゃないかなと思っておりますが、6月の定例議会の一般質問で、地域づくりビジョンの策定ということで質問をさせていただきましたが、この予算の時期におきまして、そういうビジョンが活発につくられていってもいいかなあと、ちょっとそんなことを思っております。

まさしく軟着陸型を目指して村政をやってみえるのか、それとも離陸型を目指して村政をやっておられるのかというのは、非常に住民にとっても問題だと思っております。その辺につきまして、明確にわかるようにするには、この時期の次年度の取り組みというのは非常に大事であって、それが予算に見えてくることが大事かと思いますが、その辺のお考えをちょっとお聞かせいただきたい

と思います。よろしくお願いします。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

横文字の言葉については、私無学でありますのでよくわかりませんが、目的といたしましては、小さな村でも、この村で皆さんとともに村民協働で住みよい村をつくりたいということでございまして、末はどこかと吸収合併というようなことは毛頭考えておりませんが、残念ながら人口は少しずつ減ってきておりますので、これは全国的に減っているからというような問題ではなくて、もうこの村がどこまで行きついてしまうのかということを考えながら、この村が最終的にはどの程度の人口でみんなが楽しくやれるのかなということで、今は予算の時期でございまして、議員おっしゃるとおり、目標としてはこの村が住みよい村であることを続けるということで、ただいまお答えをいたしましたように、皆さんのムード、そして村民と一緒に、身の丈に合った予算、あるべき予算しかございません。特に依存財源の大きい東白川村でございまして、無駄遣いは当然できないことは言うまでもございませし、職員も一人でも多く採用していきたいとは思いますが、これも限度がございまして。今の定員の中で、ふえてまいります仕事もこなしていかななくてはならないということでございまして。少しでもその中で村を活性化し、皆さんが楽しく暮らせるように、そんな予算にしたいと考えておりますので、また御指導いただけるようによろしくお願いいたします。

国調については、まだ発表はしておりませんが、2,515人となるようです。住民基本台帳人口は二千七百何人、これは国調のときに住んでみえない方がありますので、そういう数の違いはあろうかと思います。そんなことになるんじゃないかなあと。まだ正式な発表じゃありませんので、数はお答えできません。

〔1 番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、1 番 村雲辰善君。

○1 番（村雲辰善君）

人口については大変厳しい状態に向かっているということで理解させていただきます。

今の村長の答弁で、離陸型を目指しているということで、大変安心をいたしました。今、この東白川の状況ですね、人口も大変減ってきています。この4年間の減少率も大変厳しいものがありますし、村民の皆様から産業についてもお聞かせをいただきますが、大変各分野で厳しいということをお聞きしております。

そういった中で、やはり今も明るい将来を描くというような趣旨のお言葉をいただきましたが、この予算の時期に、将来の村のビジョンにつながるようないろんな御意見をたくさん出していただき、それを来年の施策に反映できるような取り組みがもっといっぱいあってもいいんじゃないかなあと、そんなふうに思います。

集落座談会等開かれて、いろんな御意見もいただいたと思います。また、議会でもそのような話

もしていますが、何をやるかというアイデアについては、もっともっと広くいろんな人に聞けば聞くほど出てくるのではないかと。例えばということでお話しさせていただきますと、村民の皆さんからいろいろ聞いたわけですが、ハローワークですね。先ほども2番議員の質問にもありましたが、村内の雇用とか、この近くからどの辺に行ったら仕事があるのかとか、そういうことを、例えば村の中に担当者を1人置いて、専門にそういう情報を調査して調べていく人がいてもいいんじゃないかと。これは行政にあってもいいし、民間でそういうことをやれる人がおれば委託をしてもいいと思います、そのようなアイデアとか、先日話に出ましたが、特に若年層の人口が少ないということで、それを支えるために保育料の無料化であるとか、例え話ですが、給食費の無料化などというようなアイデアも、これは村民の方もそういうことを言われる方が見えますが、一つのアイデアとしてこういうことを考えていくに当たり、無料化というような発想なんかも、考え方によってはばらまきというような言われ方もしますが、こういう過疎の地域においては、若い人が減っていくということは、また若い世代にも数が少ないだけでも負担があると。昔は多くの人数で地域のことをやったりとか、いろんな活動をしていたんですが、今は少ない人数でやらなければいけないと。そういうことを考えますと、若い人がここに残っていただくことだけでも、非常に村としてはありがたいことですので、これは例え話ですが、考え方として、子供たちを持つ家族を支援するという考え方ができないかと。いやいや、村には予算がないぞということで、そこまでの予算がないとなったら、例えば消防団、消防団というのは大変地域貢献度が高いと思います。そういう消防団に入っている御主人がいる家庭は保育料を無料にするとか、これは例え話ですので、そういう考え方をもっとこの時期にいっぱい議論して、来年度予算をつくっていけば、少しずつ目に見える形ができてくるのではないかと思います、そのようなことを、これから予算を組まれるに当たりぜひ取り組んでいただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

もっともな御意見であると思います。子育てが大変であるということは私も認識をしております。少しでもそれに支援をしてまいりたいと思っております。予防注射の問題であるとか、いろんなことがあるわけでございますので、予算がないよと全部切り捨てるというようなことではなく、どの程度この予算を反映していけるかということを考えながら、公平の原則ということもございまして、村民に御理解をいただけるような金額を行っていきたい、こんなふうに考えておりますので、また予算の原案ができましたら、皆様方にも一度議論をしていただきまして最終決定をしたいと思っておりますので、またよろしく願いをいたします。

○議長（服田順次君）

それでは次に、3番 樋口春市君。

〔3番 樋口春市君 一般質問〕

○3番（樋口春市君）

この村でも、65歳以上の人口が約過半数を占めるような時代になってまいりました。本日は、買い物難民対策について質問させていただきます。

全国では今、買い物難民が600万人以上いると言われております。東白川村でも、高齢化が進む今日、日々の食料品や日用品の買い物が大変不便になったという方がふえてきております。この村では道路が整備をされ、美濃加茂市、中津川市まで1時間余りで行くことができ、食料品から日用品、衣類、さまざまなものがそろい、非常に便利になってきております。その影響を村の商店が受け、食料品店、日用雑貨店と店が次々と閉店となり、車に乗れない方々にとりましては大変不便な状況になってきております。今後より一層高齢化が進む中、村内での買い物を推進しつつ、住民のニーズにどのようにこたえていかれるおつもりなのか、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

樋口議員にお答えをいたします。

議員の御質問のように、買い物難民がたくさんお見えになるということでございます。スーパーができて、個人商店がなくなり、大きな量販店ができてスーパーがシャッターをおろすというようなことが、日本じゅうがこのような状況になってきたのは現実でございます。中山間に住みながら、車を持たない方々の食料品や日用品の確保をどうするのか。これを自治体が考えなくてはならないときを迎えたと私も認識をしております。本村にとっても、これは例外ではございませんで、事実、近くにあったスーパーもいま一つ品物が無いよというようにお話も聞いております。どのような方法がいいのか官民協働で考え、実行していかなくてはなりません。役場がどのような支援ができるのか考えてまいりますし、議員の皆様方も、それぞれの地域にあって困っておられます方々の希望もお聞き取りをいただいて、お知らせいただきたいなあと考えております。ともに最善の方法を見つけていかなくてはならないと思っております。

量販店へドライブがてらに買い物に行けるという境遇の方は大変よいわけでございますが、道路が少しずつよくなってまいりまして、議員御指摘のように、隣村でも、隣の市でも、隣の町へ買い物に行けるようになってまいりましたが、車に乗れない方が一番困るわけでございますので、そのような方にどうするかを真剣に考えていかなくてはならないときが来たということは認識をしております。どうか今後とも御指導をいただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

高齢者の方や車に乗れない方々にとりましては、買い物を初め役場、あるいは農協、郵便局等に出かけるのも非常にままならないのが現状でございます。こうした方々が、村の発展のために今日まで大変努力をされてまいりました。その方々が大変今不便を感じておられる現状、少しでも安心

して暮らしていただける環境を提供するのが、我々の務めではないかというふうに思います。

他町村がこうした買い物難民にどのように対策をされているのか、少し調べてみましたので、御紹介をしたいと思います。近隣でございます中津川市におきましては、福祉巡回バスというものがあるが今現在運行されております。中津川市の加子母、特に付知などは、19年度から全地域を対象に、午前中、毎日月曜日から土曜日まで無料の巡回バスが運行されております。このバスの利用することで、買い物に限らず役場支所、あるいはJ A、郵便局、歯医者、医院、商店等さまざまな用を足せるということで、大変好評のようでございます。

また、恵那中之保方面では、ボランティアの23名の方が運転手として登録をされていて、買い物を初め公共機関等への送迎が行われております。今、全国で多くの自治体が行っているデマンドタクシーというものでございます。デマンドタクシーといいますと、交通手段に不便を来している方を、自宅や、あるいは指定場所から目的地まで送迎をするというバスでございます。

現在、東白川村でも診療所に限った外出支援バスが運行されておりますが、今後、このバスを買い物支援、あるいは交通弱者を公共施設等に送迎する利用はできないのか、お伺いをいたします。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

ただいまの御意見でございます。当然であると思いますが、うちのバスは、希望によって役場までは参ることになっております。今後、買い物とか、毎日ということでは今はございません。それぞれの地区によって曜日でやっておりますので、その辺のことも考えながら、今後は便利にしていきたいなど。特に、下呂とか美濃加茂方面へは、今は医療のお見舞いとか医者にかかる方についてはやっておりますが、買い物という面はまだやっておりませんので、遠くのスーパーあたり、量販店あたりへも寄ってくるよということは、プラスはできるわけでございます。今後考えていきたい。村内の施設については、御希望があれば役場でも郵便局でもお寄りいたしておりますので、どうか御利用いただきたいと思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、3番 樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

現在の外出支援バスが利用できるのであれば、現在の停留所をもう少し住民の方々の使い勝手のいい設定をされる必要があると思います。住民の方々にとりましては、交通弱者の方々、現在の停留所まで非常に時間がかかるということで、大変な思いをされている方もございます。

現在、一部の地域では業者の移動販売もございます。今後のことは、いつまでもというわけにはいかないと思いますし、今後、数年で高齢者もまだまだふえてまいります。こうした取り組みを通じて、村の商業のより一層の活性化も進んでいくものと思います。生活重視の行政を推進していただきたい。

また、この買い物支援の補助金でございますけれども、経済産業省から買い物支援に補助金がついているようでございます。多分役場ではおわかりになっているだろうと思いますけど、バスの購入費用に補助額が上限1億円、下限で100万円というような補助があるようでございます。補助率は3分の2というようなふうに聞いておりますけれども、またそこら辺をお調べいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

一日も早い支援事業の取り組みを希望いたしまして、質問を終わります。

○議長（服田順次君）

それでは、ここで暫時休憩にしたいと思います。議会は11時から再開しますので、10分間の休憩をお願いしたいと思います。

午前10時49分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（服田順次君）

それでは会議を再開します。

一般質問を許可します。

5番 今井保都君。

〔5番 今井保都君 一般質問〕

○5番（今井保都君）

それでは、人口対策について質問をいたします。

第4次総合計画の後期基本計画では、人口対策を重点課題として取り組むことになっております。現在、五加、木曾渡地内に2棟定住促進住宅を建設されましたが、入居者が1世帯しかないのに、さらに2棟建設予定となっております。長引く不況で雇用が厳しい状況の中では、なかなか難しいことだと存じます。入所申し込みについては、完成と同時に募集をされているようですが、もっと早く募集をかけて、村内外へ情報発信すべきだと存じます。

また、人口対策をさらに推進するためには、縦割り行政の中で行うのではなく、村内定住者の結婚支援やIターン、Uターン者等への就労支援、そして子育て支援の一環として医療費の高校生までの助成など、総合的に取り組むことが必要だと思います。

村長には具体的にどのような策がおありか、お伺いいたします。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

今井議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、定住促進住宅は1戸入居していただきましたが、まだ完成したのが1戸ありておりますし、23年度に2戸建設の予定でございますので、合計3戸となります。秋の完成を目標にしておりますので、ぜひ入居の方を募集し、人口増を見込みたいと思っております。議員の提

案を受けて、予算成立と同時に募集を行いたいと思っております。議員の皆様、そしてまたテレビをごらんの村民の皆様、どうかこの募集に御協力をいただいて、一人でも、一家族でも入っていただいて、真新しい住宅でございますので、ぜひ住んでいただきたいなあと思っております。ぜひ御紹介をいただきたい、また御相談もいただきたいと思っております。

また、IターンやUターンの婚活についても、支援の方法を考えてまいりたいと思っております。子育て支援の医療費の件も、いろんなワクチンの投与も含めまして、まだまだ不十分と考えておりますので、今後具体策を考えてまいります。どうか今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

〔5番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

村長から人口対策についての案を、ほかにこういう案があるよということをお聞きしたかったわけですが、ちょっと出ない様子なので、私の方から提言というか、申し述べたいと思います。

まず、住宅建設については、現在、村にはまだほかのところであいているところがあるようでございます。先にこの辺のあたりの入居者の確保をすることがまず先決ではないかと、そういうふうには私は思っております。また、今度の建設については、今現在村営住宅に入ってみえる方に、使い勝手とか間取りとか、そういったことの意見を参考にして、今度の着工に当たってもらいたいと思っております。

それから結婚支援については、各種団体と一緒にしまして、村長に村一番の世話人になっていただきまして、村長主催の婚活パーティーとか、そのようなものを計画していただきたいなというふうに思っておりますし、就労支援については、通勤圏内ということもありますので、その辺を考慮していただきまして、何とか情報提供を村民の皆様方に発信してもらいたいと。前例としまして、加子母に合板工場ができました。あそこのときも情報提供がありました。近くでそういうものがあったときは速やかに情報発信をして、村民の方々にPRをお願いしたいというふうに思っております。

それからまた、今前向きに検討ということもちょっと言われましたけど、子育て支援につきましては特に高校生までの医療費助成、それから保育料の低減など、人口対策に関連しますので、財政厳しい折ではございますが、東白川村としてのPRも含めて検討してもらいたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

お説のとおり、いろんな方法があると思いますので、考えてまいりたいと思いますし、予算の中にも子育て、ワクチン等の予算は当然組んでまいりたいと思っております。予算のことについては、

また詳しく御説明はいたしますが、そんな考えを持っておりますので、今後ともよろしく願いをしたいと思います。

〔5番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

人口対策と一口にいいましても、東白川村にかかわらず、特に地方、中山間地域では本当に難しい問題だというふうに思っております。お隣の白川町でも、国勢調査で1万人を切ったということを書いておられました。そんな中で、政策もいろいろ出ておりますけど、要するに村長にみずから先頭に立っていただきまして、難問に挑戦いただく姿勢をもうちょっと打ち出してもらいたいなあというふうに思っております。

宮崎県の東国原知事とはいいいませんが、村のセールスマンのことも、ぜひ2期目に際して人口対策ではこういうことを今やっておるぞというような意気込みを村民に発信してもらえると、村民の方々も、なるほど東白川村は一生懸命になっておるなということも多少理解できて、村民一丸となって人口対策に取り組むことができるんじゃないかというふうに思いますけど、村長の意気込みをもう一回お聞かせください。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

おっしゃるように努力をさせていただきます。

○議長（服田順次君）

続いて、6番 安倍徹君。

〔6番 安倍徹君 一般質問〕

○6番（安倍 徹君）

診療所運営と診療日の拡大について質問をさせていただきます。

病院から診療所に移行しましてから3年、村民の皆さんからさまざま要望や意見が寄せられるようになってまいりました。第1回定例会で私がホットライン、それから休日診療ができないかについて質問をいたしまして、そして前回の定例会では樋口議員が診療所の改善、特に先生にお残りをいただけないかというような具体論まで質問をされましたし、村雲議員は少子化、高齢化に伴う村の中で、どのように対処していくのかという質問をされました。

村の経済状況の停滞などに起因する過疎化が進行する中であって、皆さんが自身の健康維持を心がけることに強く関心を示されることは至極当然のことであり、私たちも重要課題として位置づけ、取り組んでいかなければならないと思います。

一つ目に、先回も質問いたしました、外来患者数、医療損益について現状どうなっているのか、直近の資料があったらお示しをいただきたいと思います。

最近の新聞報道で、県別の医師数と医療現場についての統計が発表されておりました。岐阜県は産婦人科の先生が一番少ない、いわゆるワーストワンであり、そして総医師数においても、前回の調査でたしか5番目だったと思うんですが、最後から4番目と、さらに医師の数が減っていることが発表をされておりました。村長さんからは、来年度の派遣医師問題について、大変厳しかったが、何とか派遣医師確保になったということをお伺いをしております。これは、ひょっとしたら1名体制になるのではないかという危機感の中での発言であったと思われませんが、県の財政状況、診療所の現状から、今後も厳しい状況になると思われま。

そこで、派遣枠の確保について、どのような見通しを今後持っておられるのかをお伺いをいたします。

日々の生活の中での心配の一つに、子供が急に病気になったら、けがをしたらどうしようかと。特に、子供さんについては、休日になると急に病気になったりするものでございます。これは学校で遊ぶ、勉強するという緊張感から抜けるのでしょうか。夜間や休日にあつて緊張が解けたときになるような気がしてなりません。このことは、村民に対しての先回のアンケートにもあらわれておりましたし、先回行われました集落座談会でもさまざまな意見が寄せられたことと思います。

村では先生の協力もありまして、現在、月に2回ではありますが、時間を指定しての休日診療も始まりました。一歩前進したと感じていますが、前述の村の皆さんの要望にこたえ切れているとは申せないのも事実でございます。前回も同じことを質問いたしました。現在の2名体制ならば、勤務体系の見直し、いわゆる1人ずつでの先生の診療でもって勤務体系を見直して、診療日の拡大を図る考えはないかということをお伺いいたしました。今回も、さらにもう少し拡大をできないものかをお伺いをしたいと思います。

高齢化社会を迎えまして、国の高齢化比率よりも十数年前を行っております、この村は。18年ぐらいたちますと国は三十数%になると言われておりますが、もう既になり、さらに40%に近い状況を先取りしているこの村でございます。国の状況の試金石として行っていく必要もあるのではないかと思います。

国の高齢者福祉行政は、財源不足などから在宅介護比率を高めようとしております。当然、訪問診療の強化、通院支援バスの運行・運営方法の検討も今後必要になってくるとわれ、検討すべき課題はたくさんあります。診療所運営の基本的考えについてもあわせて質問をいたします。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

安倍議員にお答えを申し上げます。

岐阜県の医療の状況は、議員御指摘のように非常に厳しい現実でございます。

まず初めに、私の考えている基本的なことは、医療はなくてはならないということでございます。たとえ医師が1人になっても、やり方を考えながら存続していかなければならないと考えております。おかげさまで道路が大変よくなり、軽い慢性病の患者さんたちは隣の市や隣の町の開業医へ通

院できるようになりました。しかし、老健に入っておられるお年寄りや通院バスの利用者は、診療所が大切な医療機関でございます。岐阜県の医療整備課へは十分に説明し、御理解をいただきながら、公立の診療所として存続してまいる所存でございます。

御質問の1番は、局長から数字のことについて御説明をいたします。

2番目についてでございますが、23年度は2名体制を御理解いただきました。年が明ければ、お名前についても通知があるものと思っております。2年先、3年先、5年先の見通しということはございませんが、今後とも2名体制を続けるように主張をしてみたいと思っております。

3番目の件については、ことし、わずかですが改善をいたしました。これは議員の前の質問でも御指摘をいただいたことでございますので、改善ができましたこと、大変よかったと思っております。今後、引き続きもう少し改善を考えてまいりたいと思っております。かかりつけ医として、一人でも多くの患者様をふやすことで2名体制を維持し、医療の存続を期したいと考えております。

救急につきましては、ことし消防本部から最新の救急車を分遣所へ派遣をしていただきました。人員についても救急救命士を、現在はまだ前のままでございますが、今後整備をして、僻地の救急に役立てる、このようなお話を伺っておりますので、大変心強いことであると思っております。今後とも、この病院につきましては、東白川村のかかりつけ医として利用していただけることはすばらしいことであると考えております。どうか村民の方々もそのようなお考えで、この村に診療所ができたときはどんなに皆さん喜ばれたことかと、今思うと本当に責任を感じるところでございます。ぜひとも、小さな村でも公立の診療所があるよということを誇りに思えるような診療所にしていけるのが我々の務めであると思っております。今後とも御指導をよろしくお願いいたします。

○議長（服田順次君）

安江弘企診療所事務局長。

○国保診療所事務局長（安江弘企君）

外来患者数等の直近の状況でございますけれども、今年度11月までの累計平均になりますけれども、外来患者数は1ヵ月で延べ1,316名です。20年度の診療所化された年と比べますと、1ヵ月で約190名ほど減ってきております。一方、老健の入院患者数につきましては、直近で1ヵ月平均で412名、20年と比較しますと34名増となっております。医療収益につきましては、外来の1ヵ月の平均の調定額が846万5,000円ということで、20年と比較しますと、月ですけれども19万5,000円の減となっております。老健の方ですけれども、11月までの1ヵ月の平均が497万4,000円となっておりますので、20年と比較しますと66万ほどの増となっております。外来収益は減っておりますが、老健の収益がふえておりますので、20年と比較しますと1ヵ月で46万ほど調定がふえているような状況になっております。

医療損益ですけれども、施設の整備等の状況によって一概に比較することはできませんけれども、一般会計の繰入金を除いた実質収支は、20年度は4,990万ほどの赤字になっておりました。それから21年度につきましては、空調の工事等もありましたけれども、7,550万ほどの赤字になっておまして、引き続き一般会計からの繰入金が必要と考えています。以上です。

○議長（服田順次君）

再質問、6 番 安倍徹君。

○6 番（安倍 徹君）

まず医療収益関係につきまして、あるいは患者数につきまして説明をいただきました。説明がありましたし、私もちょっと資料を皆さんにお配りをしていると思います。これは前回使ったものに21年度の決算書を加えたものでございます。御存じのように、棒グラフで示しておりますように、全体的には右肩下がりという形で患者数が年々減ってきております。これは人口減に伴うものであるか、あるいはほかの要因があるのかはちょっとわかりませんが、減ってきていることは事実でございます。

病院の全体の経理につきましては、一昨年度が4,970万の赤字、それから昨年度が7,550万の赤字と今説明がございました。一般の帳簿でいうならば、これは累積の赤字がどんどん積み上がっていくという状況になるわけでございます。単年度決算でございますので、こういう数字の発表になるわけでございます。

そこで、売り上げも減っておりますし、患者も減っておると、これは当然でございますが、その真ん中の表の中で薄い緑の枠で囲んであるのも、ちょっとこれは比較するのにはどうかと思いますが、どういう状況かを確かむには簡単でございますので、ちょっとあらわしてみました。

医療の総売り上げに対する人件費の割合でございます。これは病院の先生、それから関係者の皆さん、老健の方もすべて入っておりますが、年度1億8,000万から1億8,000万超ということで、約68%、少ないときでも63%が人件費でございます。これは総売り上げと申しますが、総収益の中の割合でございます。

それから、村は補てんをしております。税金を投入しておるわけですが、これは赤ん坊からを入れまして、幾らになるのかなというものを計算をしてみました。20年度は投入額が少なかったものですから、これは1人当たり、赤ん坊まで入れて2万円。これは2,515人ということの見通しでありますけれども、国勢調査の数字を入れております。21年度の場合は3万円でございます。これだけ1人当たりの税金を投入しておるよということをまず頭に入れた上での質問をこれからさせていただきます。

前回、村長さんからホットラインの運用についてと、それから休日診療拡大についてお願いをいたしました。検討をされ、先生の御協力もあってということで、現在週2日、1日わずか1時間ではございますが、それを行っていただいております。今、村長さんのお答えの中で、バスもやっておるという話もいただきました。それから救急車も新しいものを入れるというお話をいただきました。ところが、救急は別といたしまして、今、近隣の病院ではどういう結果であるかということなんですが、休日診療を一般の受け入れの停止をされるような方向になっておるようでございます。これは、患者数が、周囲の病院は土・日休業になっておりますので、1ヵ所の病院に集中をいたしました。結果、お医者さんの都合がつかなくなる、一般の診療に支障を来すということで、それが

検討課題となっているようでございます。いずれまた行政が土・日に当番病院をつくって開かなければならないというような状況になるのではないかなあと危惧をしております。

村は今240日しか開いていないわけですし、夜間も、当然診療所ですから1日8時間しか開いていないわけでございまして、それを換算するならば、本当わずかな時間しか診ていただく機会がない状況でございます、現在。少しでもということで休日診療をお願いしているわけなんです、なぜこの休日診療に取り組むことができないかということなんです。1日平均七十五、六名の患者数でございます。お2人の先生でございます。半分にしても30名でございます。どうやってもこれは過度とは申せません。したがって、これは恐らく町場のお医者さんなら1人で診られる数字でしょう。そのことを考えたら、なぜ日曜日にスライドした勤務体制がとれないのか。このことにつきましては、検査、その他については支障はないという御意見を私はいただいております。

なぜできないかということなんです、今年度、診療所改革委員会というものを発足して検討すると村長は申されております。これは、通常でいったら、データを持って、なぜできないかというテーマをつくった委員会になられるのかどうか、私は疑問に思っています。委員会をつくって体裁を整えるだけではないかと。今、皆さんが望んでおられること、これだけの皆さんが不安を感じておられることを、わずか週2日1時間のところでクリアしようとしても、これは無理でございます。今までは、医療の中はなかなか行政が立ち入れない分野でございました。これは理解をしておりますが、そんなことを言っていられない状況ではないかなあとと思います。

村長は先ほどの答弁で、来年度は2名確保したと、再来年度も何とかと言われましたが、県の状況から見れば完全に1名体制にされるんです。県は費用対効果をうたっています。したがって、1日76名だけの診療で、これだけの赤字を出し、そして国の予算も交付税が削られる中であって、維持が不可能であることはだれが見てもわかっております。したがって、それをクリアするにはどうしたらいいかということは、休日診療体制を組み、近隣の市町村の患者さんを受け入れ、経営状況を少しでもよくし、そしてそれをもって対応する以外に手がないと思うんです。

診療所改革委員会を発足されたならば、テーマをしっかり持つこと。事務局がつくった討論テーマでは意味がありません。データを示すだけで結構だと思います。そのことをもって住民の意見を真摯に受けとめた対応をしなければ、こんなものをつくってもどうしようもないということが言えると思います。

それからもう一つ、ホットラインについて、確かにこういうものをつくりましたよという報告がございました。現場の皆様ともお話をいたしました。前もくどく言っておりますが、これは先生のバックアップ体制がなければ機能いたしません。どういうことかと申し上げますと、今子供が熱を出している、住民の皆さんは心配なんです。何かのアドバイスをいただきたいんです。しかし、看護師さんは医療上アドバイスをすることができません。一応先生とコンタクトをとってからしかできないわけです。その状況ができない中であって、ホットラインをつくって病院の番号だけ案内するなんていうのは、ホットラインとは申せません。そこまで心配りをして、初めてホットラインと申せるのではないのでしょうか。

私どもは、議会もそうですが、何かをやるとそれに安心してしまうという部分があるんですけれども、やっぱりもう少しこういう状況になった村内の状況を判断し、皆さんの立場に立って、できないことをどうやってやっていくかということに腐心することが大事ではないかと思います。ちょっと長くなりました。村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

ただいまの御質問は、村民の方々の考えておられることと一致するわけでございます。当然なことであると思います。確かに七十数名の患者さんでは、県が1人しかだめよと言われることもよくわかっておりますが、一步ずつ一步ずつ後退をするということにはなかなか納得をしかねるということで押してまいりましたが、議員言われるように、来年はよしとして、その次がどうなるかということは当然わからないわけで、この調子で減ってまいりますと大体予想はつくわけでございますので、今言われるように、じゃあ休日にやればどの程度ふえるのかというようなことも調査をしながら、ひとつ検討委員会をつくって検討し、どのようなことをすればよその村から来てもらえるのか、よその市から来てもらえるのかということを検証しながら、今後の方針を決めてまいりたいと思います。

今後とも、もちろんこれは議会の方にも参加をいただかななくてはなりませんので、どうか御指導いただきますようお願い申し上げます。

〔6番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

6番 安倍徹君。

○6番（安倍 徹君）

先ほども申し上げましたように、病院問題は大きな問題であります。課題として取り組むにも大きな問題でございます。これは、医療と政治というのはちょっと別分野の部分がございます、私どもが判断した中にはなかなかいかないのが事実であることも承知をしております。

今、看護師さんが3名外部へ、余ったということで働きに出ておっていただいております。研修と名打っておりますけれども、そういうことでございますが、看護師さんも長期間募集をしておりますし、若い看護師さんももう今のところございません。日曜診療をすれば当然それだけの費用はかかるでしょうが、恐らくこの投入額はそんなにふえないと思うんです、日曜診療をやっても。したがって、このことは、なぜ考えられないのかということをつもわきに置いたんではないかなあと思います。

今年度は、これは名前を申し上げられませんが、ある先生から提案をいただきました。確かにそのとおりでございます。やはり私どもはその熱意を受けとめて、そのような方法を勘考していかなければならないわけなんです。どうしても数合わせに終わり、まあ仕方ないよと、診療所だから不便になるよということなんです、このままの診療体制を続けたらなくなるよ。そして、もし先生

が1人になった場合、これは在村してもらわないとどうしてもぐあいが悪いわけなんですよ、この理論からいったら。通うということになりますと、8時間しかお見えにならないんですよ。そうすると、残りはほとんど無医村ということになります。

人口対策上においても美しい村づくりと村長はおっしゃいましたけれども、美しい村は景観だけ美しくてもどうしようもありません。やっぱりそれはすべてのものが整って初めてそれが言えることでございますので、これも同じことでございます。これからは実質を考えた施策を、少ないがゆえにとっていかなければならないと思います。たくさんおれば勢いでいけますが、勢いができませんので、実質、私どもは住みよい村づくりを目指していかなければならないと思います。

このことにつきまして、総合的ではございますが、村長のお考えがございましたらお伺いをして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

先ほどからお話をしております、医療というものが大切なものであるということは私も当然同感でございますので、今後どのような経営をしていったらいいのか、このようにすればどのような成果があるのかということを検証して、それから進まないといけないと、このように思います。経済的なことももちろん大切なことであると思いますので、今後検討してまいります。

○議長（服田順次君）

以上で一般質問を終わります。

◎議案第57号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

それでは続いて日程第6、議案第57号 東白川村定住促進条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

参事 今井俊郎君。

○参事兼総務課長（今井俊郎君）

議案第57号 東白川村定住促進条例について。東白川村定住促進条例を別紙のとおり提出する。
平成22年12月17日、東白川村長。

この条例は、第4次総合計画後期計画の課題でございます人口対策に対して、基本となる政策を条例化して、それぞれ各分野で事業を推進するための条例ということでございます。条例については朗読をします。

東白川村定住促進条例。

（目的）第1条 本村の過疎化現象及び少子・高齢化現象を緩和し、人口増加と定住促進を促し、活力に満ちた魅力ある村づくりを推進することを目的とする。

（定義）第2条 この条例において、基本となる用語の定義は次による。

1. 定住 継続して東白川村に居住すること。
2. Iターン者 村外出身者で定住を目的として村内に住民登録を行った者。
3. Uターン者 過去に村民であった者が村外に転出後、3年以上経過後、再度定住を目的として村内に居住するに至った者。

(基本施策) 第3条 第1条の目的を達成するため次の施策を積極的に展開する。

1. 定住を促進するため定住奨励事業を行う。
2. 若者に魅力ある村づくりを積極的に推進する。
3. 村民の働く場の確保を図るとともに産業の振興を積極的に推進する。

(事業) 第4条 村長は定住促進を図るため、次の事業を行うものとする。

1. 定住促進事業。イ、Iターン、Uターン者等の住宅新築への助成。ロ、Iターン、Uターン者等の中古住宅購入への助成。ハ、Iターン、Uターン者等の住宅改修への助成。ニ、Iターン、Uターン者等の村営住宅入居者への家賃の助成。

2. 東白川村内産材利用工場助成事業。
3. 東白川村出産祝い金交付事業。
4. 高校生の通学支援事業。
5. 中学生までの医療費の個人負担無料化事業。
6. インフルエンザ等予防接種助成事業。
7. 結婚奨励対策事業。

(交付申請) 第5条 前条の奨励措置等を受けようとする者は、別に定めるところにより、村長に申請しなければならない。

(経費) 第6条 第4条の奨励措置等に必要な経費については毎年度予算計上するものとする。

(不正利得の返還) 第7条 村長は、虚偽その他不正の方法により、この条例による奨励金等の交付を受けた者がいるときは、その者から既に交付した金額の全額、または一部を返還させることができる。

(委任) 第8条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関して必要な事項は村長が別に定める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

条例案は以上でございますが、前回、議会の皆様方に御意見を伺ったところのUターン者の定義については「村外に転出後、相当期間」というふうになっておりましたが、そのところは「3年間以上経過後」というふうに改めまして、いわゆる高校を出て3年間、例えばですが、村外在住の方が帰ってみえた場合もこれは対象にしてもらえんという基準になっておりますし、住民票の移動についての問題もございましたので、「再度定住を目的として村内に居住するに至った者」という表現で、住民票が動く、動かないは問題ないと、高校生については住民票はそのまま村外に出られる方がありますので、そのように直したところでございます。

また、第4条の事業については、既に規則あるいは条例がございまして、先発しておる施策もご

ざいますが、特に一つ目の定住促進事業については、その中身について、きょうの全員協議会にその案を提示させていただいて皆さんの御意見をいただき、その後予算化をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

せんだって、この条例につきましては委員会で確認した件なんですけど、中身について、文面的なことよりも、この条例をつくるに当たって、この条項がなぜこうなっているのかということをつくられた方の意図をお伺いしたいわけですが、基本施策の中に3本の柱がありまして、促進するための奨励事業に関して1個、それから魅力ある村づくりを積極的にという言葉と、産業の振興、要は働く場の確保というのがありますが、実はこれに対して事業がどう呼応しているかという点で、まず1点は、2番目の魅力ある村づくりということに関して、積極的な事業展開がこの次の事項の中に入っていないような気がするの、これはちょっとどうなのかなということが1点と、もう1個は、3番目の産業の振興と村の働く場について、第4条の第2項に1点だけ述べられているわけなんですけど、産業というのはもっと広い範囲でもよさそうなものを、1点に絞って事業展開が条例に書かれているという点についての御説明だけ、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（服田順次君）

参事 今井俊郎君。

○参事兼総務課長（今井俊郎君）

まず、第2項目の若者に魅力ある村づくり、これは抽象的な表現でございますが、次の事業のところでは、出産祝い金とか通学支援とか、こういった福祉施策、あるいは教育施策についても魅力ある村づくりの一つと考えております。これ以外にも、これからそれぞれ政策が立案してまいりましたら、この事業の中に加えていけるという形でございますし、先ほどの3番目の産業振興についても、現在ある事業をとりあえず上げたということでもございまして、当然ですが林業、それから商工業の発展について、新しい施策が出てまいりましたらこの事業の中に条例改正という形でつけ加えていく、そういう考えでございますので、現在、これでもう固まってしまったということではございません。一つの条例があつて、その下に規則があるよという体系をつくりたかったためにこういう形の表現をしたということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号 東白川村定住促進条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第57号 東白川村定住促進条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第58号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第7、議案第58号 東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 小池毅君。

○村民課長（小池 毅君）

議案第58号 東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成22年12月17日提出、東白川村長。

東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次の1号を加える。

5. その者、または現に同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団（以下「暴力団員」という。）でないこと。

附則、この条例は公布の日から施行する。

これは、平成19年に公営住宅における暴力団排除について及び、条例上公営住宅における暴力団員の排除に係る措置を明確化する場合についてという通達に基づき改正するものでございます。

資料の東白川村議会定例会提出議案新旧対照表の方に、1枚表紙をめくっていただいたページのところへ新旧対照表を載せております。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号 東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第58号 東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第59号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第8、議案第59号 東白川村特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 小池毅君。

○村民課長（小池 毅君）

議案第59号 東白川村特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について。東白川村特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成22年12月17日提出。東白川村長。

前の58号の議案の方は一般の公営住宅でございますけれども、これにつきましては、低所得者の上の所得者を対象とした住宅に対する条例の改正でございます。

東白川村特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例。

東白川村特定公共賃貸住宅条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次の1号を加える。

5. その者、または現に同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

附則、この条例は公布の日から施行する。

趣旨は前と同じでございます。新旧対照表も資料の2ページ目に載せさせていただいております。以上です。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号 東白川村特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第59号 東白川村特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩とし、次回は午後1時から再開しますので、よろしくお願いを申し上げます。

午前11時49分 休憩

午後1時01分 再開

○議長（服田順次君）

会議を再開します。

◎議案第60号から議案第64号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第9、議案第60号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第9号）から日程第13、議案第64号 平成22年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）までの5件を補正関連により一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

参事 今井俊郎君。

○参事兼総務課長（今井俊郎君）

議案第60号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第9号）。平成22年度東白川村一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,034万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億4,561万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正) 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法並びに既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成22年12月17日提出、東白川村長。

2ページから3ページに係ります予算補正のところは朗読を省略させていただきまして、6ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の地方債の補正でございますが、起債の目的は一般公共事業でございます。変更前、限度額300万のところを変更後420万とするもので、起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。120万円の追加でございます。これは後ほど説明が出てまいります、公共の急傾斜地崩壊対策事業、本地地域でございますが、この6,000万円の追加補正が出たということで、これに代用するものでございます。

続いて、8ページからの事項別明細書の総括の朗読は省略をさせていただきまして、10ページ、2の歳入のところから説明をしてまいります。

2. 歳入でございますが、10款1項1目の交通安全対策特別交付金25万9,000円の追加でございます。これは交通違反罰金等を財源とするものの交付金でございます、当初予算はゼロでございますので、今回追加補正をさせていただくものでございます。

11款2項3目の民生費負担金、老人福祉費負担金26万5,000円の補正でございます。説明欄にございますように、利用者がふえたということで、養護老人ホームの入所者負担金、ホームヘルパー派遣負担金等がふえたものでございます。

12款1項3目の民生費使用料28万円の追加補正でございます。これはせせらぎ荘のそれぞれの独居老人とか居住利用者分、居室利用料、こういったものがふえたための補正でございます。

次に、13款1項3目の民生費国庫負担金135万2,000円の追加でございます。保健福祉費負担金として、障害者自立支援給付費負担金ということで、この分の国庫負担金がふえたということでございます。それぞれ施設利用の利用者がふえたということで、施設もふえたということでございますが、増額をするものでございます。あわせて、後ほど県の支出金もふえてございます。

13款2項3目の民生費国庫補助金336万2,000円の追加でございますが、保健福祉費補助金のところでは、説明欄にございますように、それぞれが減額補正でございますが、5のところの子ども手当事務取扱交付金、これも14万6,000円の減額でございます。次の次世代育成支援対策交付金397万3,000円の追加、差し引きしてということでございますが、これは地域子育て支援センター補助金、後ほど出てまいります、499万円ほどの減額になってございまして、その代がえの交付金ということで、差し引きしますと100万ほどの減額に交付金になったというところでの補正です。民生費国庫補助金のところは、合計で336万2,000円の追加でございます。

13款3項3目の民生費国庫委託金ですが、ここは20万3,000円の補正でございます。説明欄にございます国民年金事務委託金は、歳出の部分で出てまいります、年金ネットへ、窓口といいます

か、係のところにつながるができるようになるための委託金が来たということでございますし、1,000円の減額は取扱交付金の確定による減額でございます。

12ページへまいります。

14款1項3目の民生費県負担金でございますが、61万8,000円の増加でございます。これは障害者自立支援給付金、先ほど国庫支出負担金ございましたところの施設入所がふえた関係で、4分の1にふえたものでございます。

5目の県移譲事務交付金10万9,000円の減額でございますが、説明欄にございますように、いろんな移譲事務の交付金確定のための減額補正でございます。

14款2項2目の総務費県補助金8万4,000円の増額、説明欄、消費者行政活性化基金事業費補助金4万6,000円、これは消費者行政を進めてくださいということで交付金が新しくできたものでございます。次は財源補正で、小水力発電実現化事業に取り組んでおりますが、これに振興補助金が3万8,000円ついたために8万4,000円の追加になっております。

3目の民生費県補助金については465万1,000円の減額でございますが、説明欄にございますように保健福祉費補助金は35万円の増額でございます。これは説明欄にございますそれぞれの補助金の出し入れということで、新法から旧法、旧法から新法へかわったための安定化事業補助金等がふえてございます。区分4の老人福祉の関係の補助金についても、それぞれ県の補助金が確定したものでございます。

次のページ、老人クラブのところの次の行でございますが、児童福祉総務費補助金485万9,000円の減額と。地域子育て支援センター補助金499万円減額、これが先ほど説明しましたつけかえになった補助金でございます。あと環境の関係の13万1,000円の補助金、これは歳出のところの説明がありますが、園児の活動記録のためのビデオとかデジカメを整備する補助金がついたということで、以上の合計の差し引きで465万1,000円の減額ということでございます。

14款2項4目衛生費県補助金については、環境対策費補助金については太陽光発電の補助金に県振興補助金がついたということの増額でございますし、廃棄物対策費補助金は生ごみ処理の補助金に県の振興補助金がついたという補正でございます。合計で6万6,000円です。

6目の農林水産業費県補助金94万円の補正でございます。財源補正も一部ございますが、説明欄の中山間地域等直接支払推進交付金については18万円の減額でございます。補助金の方は7万5,000円の増額、それから耕作放棄地の対策の補助制度に80万の県振興補助金がついたということで、差し引きでこの区分については69万5,000円の増額でございます。林業費補助金については産直住宅総合対策事業補助金、歳出のところでも出てまいります、15棟から22棟に増加ということで、補助金をふやすということで、合計で94万円の増加でございます。

7目の商工費県補助金は19万6,000円の追加でございます。これは河川環境整備事業に県の振興補助金がついたということでございます。

同じく10目の教育費県補助金40万円増加、これは高校生の通学支援事業についての県振興補助金の部分でございます。

次に、15款1項1目の財産貸付収入、トータルで398万円の減額ですが、土地貸付料でございます。内訳は、岐阜部品の関係で、（株）東白川の、前に説明しました岐阜部品への貸付料を減らした関係で、村へ入ってくる部分も400万円マイナスをしたものでございますし、2万円については、神付倉庫の建物は売りまして、土地は貸したという形でございますので、1年分の神付倉庫の土地の貸付料を2万円計上して、差し引きで398万円の減額ということでございます。

次に、15款2項2目の不動産売払収入につきましては、今説明しました神付倉庫の不動産売払収入でございます。3年の分割払いを認めまして、1年分が入ってくるということで83万7,000円でございます。

14ページへまいりまして、16款1項2目の指定寄附金については、ふるさと思いやり基金の指定寄附金を説明欄にございますような方々からいただいたということで、48万円の追加補正でございます。

18款1項1目の繰越金は961万5,000円前年度繰越金を計上するものであります。

19款4項4目雑入でございますが、減額107万円でございます。説明欄にございますように、フォレストスタイルの使用料を186万6,000円減額でございます。これはフォレストスタイルの建築を受注しましたものについて、フォレストスタイルそのものの受注が7件から3件に、それから工務店のものが2件から5件にふえ、設計士から紹介されたものが2件から4件にふえたということで、それぞれ手数料率が違ってございますので、高いものが減って、手数料としては低いものがふえたということで減額補正をするものでございます。次の透析通院サービス利用料、その下の中核病院受診等サービス利用料、これらは見込み減ということで、減額補正をさせていただくものです。せせらぎ荘の入居者の光熱費や食材の負担金は、利用者がふえたということでございます。ケアプランについても事業量がふえたということでございます。

次に、一番下の行でございますが、土地改良連合の交付金が165万円減額してございます。これは、当初予算では土地改良設備の水路とか排水路の修繕事業の農地有効支援整備ということで、東白川としては農地の荒廃を防止するためのメニューを上げて、土地改良事業の交付金を受ける予定でございましたが、今年度からこの農地有効支援整備がなくなったとことで、最初の方では300万円組んでおった予算をそのまま減額しましたので、それに該当する連合会の交付金165万円を事業中止ということで減額するものでございます。この目の差し引きで107万円の減額補正でございます。次のページは、介護保険の前年度の給付金とか、雑入のところでございますが、国民健康保険の前年度の返還金等が確定した部分が差し引きしてございます。

次に、20款1項8目の土木債でございますが、120万円の追加ということで、先ほど起債のところで説明しました公共の急傾斜、本地地区の負担金を計上するものでございます。村債でございます。

次に16ページから歳出の説明でございます。

歳出につきましては、先回の臨時議会で条例改正をお認めいただきました、いわゆる人事院勧告の給料の減額補正が各款目にわたって出てまいります。その辺のところは説明は簡単にしてい

たいと思いますが、いわゆる給与費、人件費については、その人勧実施の減額と職員の異動でございますね。休職ですとか、産休ですとか、退職等の対応のために減額補正をしたものでございますので、よろしくお願いします。

1款1項1目の議会費8万5,000円の減額は、先ほどの人勧実施のためでございます。

2款1項1目の一般管理費253万3,000円の減額補正でございますが、まず総務一般管理費の共済費のところまでは人勧と休職者のための減額補正ということでございます。この合計が253万3,000円ということになっております。それからその中で、需用費で6万1,000円計上してございます。これは庁舎の瞬間湯沸かし器が故障のため、修繕が必要な2台の分でございます。積立金48万円は、先ほど歳入のところで出てまいりましたふるさと思いやり基金の積立金を歳出するための支出でございます。トータルで一般管理費は253万3,000円の減額ということになります。

次に、4目の会計管理費は5万3,000円の増額でございます。これは説明欄にございますように、消耗品費として、皆様方にお届けする通知書の目隠しラベルが足らなくなったということで追加補正をいたしましたものでございます。

5目の財産管理費は17万9,000円の追加でございます。消耗品のところで17万9,000円の追加でございますが、これは中身は東白川全図の2万5,000分の1の地図でございますが、補助金申請等に必ず必要なものでございまして、在庫がなくなったため、今回300枚つくるものでございます。100枚つくっても、200枚つくっても、そんなに金額が変わりませんので、300枚つくらせていただきたいというものでございます。

次に、6目の企画費は5万7,000円の追加でございます。消耗品ですが、こちらも先ほど歳入のところにちょっとございました県が消費者行政をというところで、このための活性化事業ということで、10分の10の補助事業でございますが、消耗品として、担当はここですよという看板、それからリーフレットの購入、関連する法律の図書等を購入する費用でございます。それから小水力発電実現化事業、これは財源補正でございます。

10目の地域情報化事業費、CATVの一般管理費のところでございますが、326万7,000円の追加でございます。まず旅費のところは、スタッフの研修を取りやめたため9万3,000円の減額でございますし、需用費のところでございます消耗品、文具類、その他消耗品のところの3万9,000円、4,000円、3万5,000円、役務費の5,000円、この辺は、今回集落座談会、親田地区で御意見が出ましたけれども、いわゆる村長の御意見箱というものをつくったらどうかということでございまして、村内の11カ所に御意見箱を設置して、専用の便せん、封筒を置いておく箱を整備したものでございます。切手代につきましては、後納郵便制度ということで、切手を張らずに出していただく制度のための役務費をこちらに計上してございます。

それから18ページへまいりまして、負担金、補助及び交付金のところで5万円計上してございます。これは既に皆さんのところへ配付されております古田オートさんがやられた村内の電話帳に村の広報ページの電話番号の関係ですが、載せていただいたということで、そのための負担金を計上するものでございます。

次に、CATVの番組等制作運営費のところの需用費の3万8,000円は、カメラを不注意で落させ、ちょっと損傷しましたので、その修繕料でございます。

次に、フォレストスタイル事業で322万8,000円の追加でございます。これは当初11棟で計上してございましたが、16棟に上方修正ということで、記念品代、素材提供費、それから営業経費とかを追加で補正させてもらうものです。光熱水費の水道使用料21万3,000円につきましては、実は見晴らしの宿を今事務所に使っておるわけでございますが、この水道料については、ふるさと企画がこもれびの里全体で支払っておるわけでございますが、昨年の12月から実は見晴らしの宿のボイラーが故障して、そこで漏水をしておったということで、通常の使用料よりふえておりましたので、データを取りまして、見晴らしの宿で漏水のためにふえていた部分について、12月にさかのぼりますが、ふるさと企画の方で補てんをしていきたいということで、水道使用料を上程させてもらうものでございます。役務費については、昨年も行いました住宅専門誌への広告掲載料ということでございます。使用料及び賃借料は、営業のための経費ということで、有料道路代を計上しております。

次に、2款2項1目の税務総務費のところでございますが、合計で9万5,000円の減額でございます。給料のところは人勧の実施でございますが、19ページのところで、共済費の下ですが需用費7,000円、これは滞納整理のために税務関係の知識をどうしても本等で調べたいということで、関係の図書を購入する7,000円でございます。

次の2目の賦課徴収費については、1万9,000円の追加補正ですが、これも滞納整理の関係で、それぞれ個人ごとに記録をしっかりとファイルしていかなければいけませんので、そのためのファイルを買わせていただくということで、1万9,000円の追加でございます。

2款3項1目の戸籍住民基本台帳費63万4,000円の減額でございますが、給料、手当については人勧でございまして、次のページも人事院勧告実施のためのものでございます。

2目の住民情報処理費は財源補正でございます。

次に、2款4項1目の選挙管理委員会費5万円の追加、これは追録の図書代ということで補正をさせてもらうものでございます。

3款1項1目の住民福祉費8万円の減額、これも共済費のところまでは人勧の実施によるものでございます。それから次の21ページにございますが、国民年金事務費で需用費で1万8,000円組んでございます。それと備品購入費で18万6,000円ですが、国の年金ネットの情報がパソコンで町村の担当のところでも見えるということで、年金機構が公開しておりますだれだれさんの年金の記録とかいうのが、全部この制度を導入しまして見られるように国が整備したということで、先ほど歳入があったところに対する備品購入費等でございます。

次に福祉医療費のところでございますが、396万8,000円の追加でございます。ここは扶助費が327万5,000円の追加ということで、99人が107人になったということもございまして、単価もそれぞれ上がったということでふえたということでございまして、追加でございます。償還金のところは、前年度の目の関係の精算返還金が確定したためのものでございます。

それから3目の保健福祉費でございますが、給料、手当、共済費は人勧でございます。一番下の

ところの障害者地域生活支援事業、扶助費 1 万 8,000 円は、対象人員がふえたということでの計上でございます。22 ページへまいりまして、障害者自立支援事業のところの負担金、扶助費のところの 249 万 9,000 円ふえてございますが、特に扶助費のところは 247 万 4,000 円ふえております。これが先ほど来歳入のところでもふえていたものですが、施設入所支援介護給付費ということで 117 万 4,000 円追加でございますし、それから就労継続 B 型ということで、長瀬にできました「えがお」という施設へ入居者が見えるということで、このための追加でございます。次に、新事業移行促進事業費のところは 2 万円の減額ということで、財源補正をさせてもらったものでございます。

次に 4 目の老人福祉費、老人ホームの入所措置事業 216 万 6,000 円については、障害者加算とか、そこに勤めてみえる給与の改善のための加算がありまして、この扶助費がふえたということでございます。それから次の介護予防・地域支え合いのところは、これも利用者の増による 10 万円の増でございます。次に、介護予防・地域支え合いのところも、4.5 人で計算したところが 5 人になったというようなことで、デイサービスのところが 70 万の追加でございます。生活援助員の設置事業の 10 万 2,000 円は一般財源から財源補正でございます。それから包括支援事業のところは、事業量が増加したための補正です。老人クラブの助成事業、それから老人クラブ連合会の活動促進事業等は財源補正でございます。次に外出支援サービス事業拡充事業の賃金が 11 万 5,000 円ふえてございます。これは運転手の拘束時間といいますか、実働時間が 4 時間で計算しておりましたが、透析患者さんの通院支援のためのものでございますが、5 時間ほどかかるということで、時間がふえてきたということでの追加でございますし、役務費のところの 2 万 5,000 円は、携帯電話を与えて患者さんとの連絡をとりやすくしておりますが、その使用料を追加したものでございます。

3 款 2 項 1 目の児童福祉総務費 6 万 7,000 円の減額でございます。給料から共済費のところは人勧の実施でございますし、子ども手当・児童手当の交付事業については需用費、役務費、委託料の差し引きで 14 万 7,000 円の減額でございます。これは事務費が交付決定に伴って補正をさせてもらうものでございます。それから子育て支援事業についても、人勧の実施に伴うものがございまして、備品購入費のところは、先ほど歳入のところでも少し説明しました子育て支援事業備品購入費ということで、デジカメ 1 台とビデオカメラ 1 台を整備させていただくものでございます。

24 ページへまいりまして、2 項の認可保育所費で 28 万 6,000 円の減額、ここは人勧の実施のためでございます。

4 款 1 項 1 目の保健衛生総務費、合計で 239 万 1,000 円の減額でございます。給料から共済費のところは人勧でございますし、繰出金については診療所の方の特別会計繰出金を 196 万減額するものでございまして、これは後ほど説明がありますが、診療所の方も人勧実施により減額があったということが主な理由でございます。

次に、3 目の母子健康センター費は人事院勧告の実施のものでございます。

4 目の保健福祉センター費、需用費、修繕料 18 万 9,000 円は、保健福祉センターの便座、温水が出る便座でございますが、これの修理のための費用でございます。

5 目の環境対策費、手当等は人勧のためですが、旅費のところは乾電池の最終処分場の現地確認

をするための旅費を計上させていただきました。これは厚木市までの出張旅費でございます。

6目の廃棄物対策費は、それぞれ一般財源から国庫支出金等への財源補正でございます。

それから、6款1項1目の農業委員会費の手当のところは人勧でございます。それから、報償費については農業者のための税務相談の講師の謝礼を計上しております。

それから農業総務費については、同じく人事院勧告の実施のための減額ということです。

3目農業振興費133万円の追加でございますが、まず説明欄にございます耕作放棄地対策事業については122万8,000円の追加補正をお願いしたいというもので、102.2平米ほどの追加申請があったということで、今のところ48件の申請をいただいているということで、面積がふえたための追加補正でございます。次に、中山間地域等直接支払推進事業費10万2,000円ですが、夏にずっと各地域を回りまして、説明をして面積の確認をしていただいた結果、中身が変わった、あるいはふえた、減ったというところで、トータル的には10万2,000円の追加補正でございます。

6款1項5目の山村振興事業費は12万1,000円でございますが、これは越原センター改修補助金ということで、越原地域から要望がございまして、36万1,000円ほどかけて、カーテンですとか、照明器具が主なものですが、修繕されるということで、それに対する3分の1補助を計上するものでございます。

7目の農地費、給料から共済費のところは人事院勧告に伴うものですが、この委託料の農地有効支援整備委託料と工事請負費、50万と250万減額は、先ほど土地改良の歳入のところで説明した事業の取りやめによるものでございます。負担金の125万円の追加は、要望がございました大口地内高畑農道の舗装のための負担金を計上するものでございます。

次に、6款2項1目の林業総務費、やはり給料のところは人勧の実施でございます。

次のページへ行きまして、林業振興費のところですが、合計で139万7,000円の追加補正です。20万は危険木が8ヵ所ほど申請があったので、これを切り倒したための20万の補正でございます。有害鳥獣捕獲のところの65万は、イノシシが既に100頭を超えるほどとれておりますので、50頭分を補正するものでございます。産直住宅総合対策事業は、合計で54万7,000円の追加でございます。先ほど県の歳入のところで説明しましたように、15棟の予定が22棟にふえてくるということで、このための交付金の49万円と、それから産直住宅証というのを譲渡式のときに配っておりますが、これが足らなくなってきたので、制作するための費用でございます。

3目の林道総務費、手当、共済費は人勧のところでございます。

次の商工振興費のところも同じく人事院勧告の実施のものでございます。

次に、地域づくり推進費のところは財源補正でございます。河川環境整備事業に県の振興補助金がついたものです。

次に、8款の土木費のところの1項1目土木総務費ですが、同じく29ページのところは人事院勧告によるものですし、次の30ページの道路橋梁維持費114万円の追加は、要望がございました前山、それから黒渕の泓線、小峠線、魚戸橋のところを上親田の方からおりてきています水のところの排水対策、雨が降ると非常に水があふれてくることの対策をやらせていただくための工事請負費約

114万円であります。

次に、8款3項1目の住宅管理費、こちらは182万円の増加でございますが、まず需用費の光熱水費については清流荘でございますが、世帯数がふえたということで、ちょっと費用がふえたということで、共益料の方もちょっと細工をしなければいけません、ふやさせていただくものです。修繕費は清流荘のブローアの故障のための修繕費を計上させていただきました。工事請負費の公営住宅修繕工事費は、木曾渡住宅1号棟が今あいておりまして、入りたい方はあるわけですが、ちょっと待っていただいて、3号棟をやりましたように、内装の関係の傷みが激しいので、修繕をするものでございます。

次に、4項1目の河川砂防費については、175万円追加補正でございますが、河川砂防事業として加舎尾谷の洗堀防止工事ということで、ちょうど新田充さん宅の前の田んぼの先の谷でございますが、ここを55万円かけて工事をやりたいというものでございますし、120万円は本地急傾斜のための負担金の支出でございます。

次に9款消防費、1項1目の非常備消防費、まず説明欄にございます消防総務費の需用費のところは7万2,000円でございますが、これは消防団のたくさん有している事業所については、協力事業所として出初め式のときに感謝状を贈っておるわけですが、こういった事業所に対して、看板表示をしていただくための看板を20枚つくりたいというものでございます。次の県の操法大会費は、事業が終了いたしまして確定したためのそれぞれ減額でございます。次のページへかかっておりますが、消防施設管理費で289万4,000円の追加補正です。これは、要望がございました道の駅、それから神土、お茶工場のところに2基消火栓を新たに設けるものでございます。道の駅については国道向かいにしかないということで、非常に人の出入りも多いところで、消火栓が欲しいということとなりましたし、神土地内につきましては熱も使うということで、ほかの消火栓のところまでちょっと距離がございますので、追加をしたいというものでございます。

それから災害対策費でございますが、まず需用費の消耗品のところで21万5,000円防災消耗品を上げてございますが、これは現在使っています防災無線のバッテリーが、メーカーの在庫がなくなりかけておりますので、これをあるだけ買っておきたいということの予算でございますし、参考図書代は、地域防災計画をたてるための提要等の購入金額を2万6,000円上げております。印刷製本費については、今年度地域防災計画が配付予定でしたが、持ち越しをしますので5万円の減額でございます。

10款の教育費については、1項2目の事務局費、それぞれ人事院勧告と、運転手の退職によるための減額が計上してございます。高校生通学支援事業と地域活性化対策支援事業については、県の振興補助金の財源補正でございます。合わせて449万7,000円の減額です。

次に小学校費のところですが、学校管理費でスクールバスの管理費として206万5,000円、臨時で雇用しました運転手の賃金の部分でございます。

一般会計は以上でございます。

○議長（服田順次君）

村民課長 小池毅君。

○村民課長（小池 毅君）

議案第61号 平成22年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。平成22年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,776万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成22年12月17日提出、東白川村長。

2ページから4ページを省略させていただきまして、5ページの歳入から説明させていただきます。

歳入、10款1項1目繰越金として58万9,000円の増額補正をしております。前年度からの財源補正でございます。

次に歳出、1款1項1目一般管理費として55万1,000円の増額補正をしております。これは国保法施行令等の改正に伴う国保台帳管理システムの開発委託料でございます。55万1,000円の増額補正です。

次に、10款1項3目償還金としまして3万8,000円の増額補正をしております。これは、平成21年度の一般会計から人件費へという繰入金につきまして、過年度精算の結果、3万8,000円剰余金が発生したため、一般会計へ返還するものでございます。

続きまして、議案第62号 平成22年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）。平成22年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,158万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,648万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成22年12月17日提出、東白川村長。

2ページから5ページを省略させていただきまして、6ページの歳入から説明をさせていただきます。

まず歳入、6ページの1款保険料から7ページの6款繰入金までにつきましては、現年度給付費の2,100万円の減額見込みとしておりまして、それらによります各歳入分の減額補正となっております。給付費の減額の主な理由としましては、居宅サービスと施設介護サービスの給付費の減額見込みになっております。

1款1項1目第1号被保険者保険料として352万8,000円の減額補正をしております。これは現年度分特別徴収保険料の減でございます。

3款1項1目介護給付費負担金として367万5,000円の減額補正をしております。これは国の介護給付費負担金の減でございます。

3款2項1目調整交付金として172万2,000円の減額補正を見込みます。これは国の調整交付金の

減額でございます。

4款1項1目介護給付費交付金として630万円の減額補正を見込みます。これは社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金の減でございます。

7ページへ行きまして、5款1項1目介護給付費負担金として315万円の減額補正を見ております。これは県からの介護給付費負担金の減でございます。

6款1項1目介護給付費繰入金として262万5,000円の減額補正を見込みます。これは一般会計からの介護給付費繰入金の減額でございます。

7款1項1目繰越金として941万4,000円の増額補正を見ております。これは前年度繰入金の精算による一般会計への返還金245万3,000円と、介護給付費準備基金への積立金696万1,000円を計上するための前年度繰越金の増額です。

続きまして次のページ、3. 歳出、これも8ページから9ページに係る2款保険給付費は、歳入のところで説明しました現年度給付費2,200万円の減額見込みによる各歳出区分の増減額補正です。

まず、2款1項1目居宅介護サービス給付費として1,050万円の減額補正をしております。これは給付見込み額の減額による減額補正です。

同じく2目施設介護サービス給付費として1,050万円の減額補正を見ております。理由は同じでございます。

同じく5目居宅介護サービス計画給付費として80万円の減額補正を見ております。これは計画の作成対象者の減少見込みによる減額補正でございます。以上、合計いたしまして2,180万円の減額補正となっております。

2款3項1目高額介護サービス費として50万円の増額補正を見込みます。これは対象低所得者の増加見込みに対する増額補正でございます。

9ページへ行きまして、2款5項1目特定入所者介護サービス費として30万円の増額補正を見込みます。これは施設等サービス利用者の低所得者増加見込みによる増額補正です。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金として696万1,000円の増額補正を見込みます。これは21年度の保険料の充当全額を基金に積み立てるものでございます。

7款1項2目給付費償還金として238万9,000円の増額補正を見込みます。これは21年度一般会計繰入金、介護国支出分の精算によります返還金の増額補正でございます。

同じく3目交付金償還金として6万4,000円の増額補正の見込みます。これも21年度一般会計繰入金、地域支援事業分の精算による返還金の増額補正でございます。以上、7款の合計で245万3,000円の増額補正を見ております。

次ですが、議案第63号 平成22年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）。平成22年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ289万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,827万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成22年12月17日提出、東白川村長。

2ページから4ページを省略させていただきまして、5ページの歳入から説明をいたします。

3款1項1目繰越金289万7,000円の増額補正でございます。これは前年度からの増額補正でございます。

続きまして歳出、3款1項1目施設維持管理費としまして289万7,000円の増額です。これは大明神浄水場の原水処理施設の修繕工事を増額するものでございます。内容としましては、当施設は、原水の最初の前処理として、原水中の大きな不純物を内蔵されておりますろ過砂で除去する施設であります。そのろ過砂が長期の使用にわたり摩耗、小径化し、ろ過作用が低下して、濁りがなかなか取れないという状況になったため、砂の入れかえを行うものでございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長 安江弘企君。

○国保診療所事務局長（安江弘企君）

議案第64号 平成22年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）。平成22年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ196万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,895万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成22年12月17日提出、東白川村長。

2ページの第1表、それから4ページの事項別明細書の総括の朗読を省略させていただきまして、5ページの歳入から説明をさせていただきます。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額196万円の減額です。一般会計の繰入金です。

6ページへ行きまして、歳出ですけれども、1款1項1目一般管理費、補正額が109万7,000円。説明欄にありますけれども、これは職員の異動による補正と給与勧告による補正でございます。説明欄の需用費のところの施設修繕料ですけれども、ここにつきましては診療所の玄関が雨漏りをしております。それを修繕するために予算を計上させていただきまして、備品購入費ですけれども、ここでテレビ10台の予算をさせていただきまして、老健の5台につきましては、2月にリースが切れるというような状況もありまして、外来含めて全部で10台ですけれども、更新をさせていただいております。

2款1項1目医業費ですけれども、補正額が305万7,000円の減額です。人件費のところになりますけれども、給与勧告によるもの、それから実績見込みで補正をさせていただきまして、システム等のちょっと変更がありまして、超勤手当、夜間手当の辺の予算の組み替えをさせていただきまして、時間外診療手当の22万5,000円については、休日診療の手当を計上させていただきまして、以上です。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

第2回の定例会において質問した事項と同じことを、もう一度オウム返しのように質問することになるわけですが、資料でいうと、一般会計の18ページを見ていただくと、総務費の中にありますフォレスタイル関連なんですけど、まず財源の差しかえが、ここで特定財源、要は使用料の予定が186万6,000円のものが、一般財源に差しかえられまして594万円になっています。これは実は第2回の定例会のときに行われた数字を読み上げますと、使用料が230万、それから一般財源の差しかえで548万7,000円の差しかえが行われておりまして、この2回を合計しますと、使用料が本来の収入見込みに対して416万6,000円、この2回分で減ってしまっております。それに対して1,058万1,000円の支出ということで、2回合計するとこういうことになるわけなんですけど、前回、半年前に一たん補正を組んだ時点で、一体全体どこまでの展望を持った補正を組まれたかということが、半年後にまた同じような数字が上がってきてしまうということが、前回申しました言葉を利用しますと、なし崩しという言葉をもう一度使いたくなってしまう。一回許したがために同じような補正を自動的に組んでいって、お願いしますという形になっていくんじゃないかという懸念に対して、どんな考え方でこういうことになっているのかということを質問するとともに、実は前回と今回、支出において科目がかえられている部分があるので、このところをちょっと聞いておきたいのは、前回、柱については提供素材費のところは311万5,000円が上がっていました。今回、記念品等ということで補正が204万になっていますので、記念品が前回なかったのが一気に204万の補正になっていて、今回、柱の方が311万5,000円になっていたはずの提供素材が41万に下がっているのは、これは棟数がふえたということに対する説明としては、いきなり科目、項目が変わっていることになっているので、少し心配している点と、今度、総合的に考えまして、本来、この事業というのは売り上げがどんどんふえていきます。そうすると、村民の間に感謝が生まれ、ありがとうございますというのがふえていく過程が好ましいと思うのに、使用料についてはどんどん下がっていつてしまっている。言葉ではなく、現金として使用料を払える状態が悪化しているという、数字で見る経済効果が果たしてあるんだろうかという疑問が感じられます。

村の中だけでの損得に関しては、もう僕はこれは損益事業ではないということを何度も説明を受けていますので、損益事業としてとらえたときに、特に収入が減って支出が減ることに関しては何の問題も感じてはおりませんが、村の中に利益をもたらす事業であるということが前提になって進んでいる場合、使用料がどんどんどんどん下がっていつてしまうということには、仕組み上0.5%というのをつくってしまったということはわかっています。ただし、現状どんどん売り上げがふえているのに、使用料を上げてもいいよと。例えば、民間の方からもっと使用料を払ってもいいんだと、そういう声が今後上がってこないんだとすると、果たして何をどう支援しているのかということが明確に見えてこないような気がしますので、今回は、前回の補助金と同じ流れの数式を使って、こういうふうには補正が出てきていることは重々承知しておりますが、これが今後なし崩し

になっていかないような方針をちょっとお聞かせいただきたいということが1点。

答えを先にお聞きしてから、もう1点聞きたかったことを再度聞きます。

○議長（服田順次君）

産業建設課長。

○産業建設課長（松岡安幸君）

フォレストスタイルで、まず収入の方でございますが、前回の補正のときは、参事の説明もありましたけれども、フォレストスタイル分が7棟で、工務店の物件が2件、建築士の物件が2件という予定でしたけれども、今回はフォレストスタイルが3件と、工務店5件、建築士4件と、そういう見積もりをしております。

フォレストスタイルの方は、まだ契約にはいきませんが、設計中のものがまだありまして、それより先に建築士の物件の方が早く契約になってきたということで、今は歳入にはなりませんけれども、翌年度の歳入に上がってくるというふうになってきますので、お願いしたいと思いますし、それからたくさん言われたものですが、記念品等というのは、ポイントによってその人に還元する部分であって、下の提供素材費というのがヒノキの部分でございます。これの予算の今まで足らなかった部分をここで上げておりますので、ヒノキの部分は41万3,000円というところになります。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

記念品等につきましては、もしかしたらそっちの方かなあという予測は立てていましたが、実はこの件は、当初の計画では、使用料が巻きかえることによって一般財源を使う予定じゃない計画だったものが、実際には使用料との兼ね合いでと。県の方は最初22棟がスタート、それが11棟に減ってですけど、22棟の計画を立てた時点で記念品の数もう決まっていたもので、柱については年度途中で追加したというのはわかっているんですが、記念品は既にスタート時点で決まっていたものが、なぜ予算として上げていなかったというのが1点疑問と、先ほど質問を保留しておりましたことは、損得に関しては、こんなような感じで説明をずっと受けてきていますが、独立をいずれさせる必要があるんだということと、独立に対する指針というものを、きょうの一般質問でも述べさせていただきましたが、どんどん収入と支出の差が拡大していつている状態から、どのような形で将来的に、独立採算でないと渡せないはずであろう仕組みになりつつあるのをどうする予定でいられるのか、展望だけちょっとお聞かせいただかないと、この補正についても納得がちょっといかない部分があります。

○議長（服田順次君）

産業建設課長。

○産業建設課長（松岡安幸君）

まず記念品の方は、ポイントと契約のポイントが両方あって、当初のときに最大で見ればよかったんですけども、マックスで見ないで、平均のところではその何棟分というふうに見ていましたので、その違いが出てきているのではないかと思います。

それから、もう1個の質問は何ですかね。

〔発言する者あり〕

今、まだ村長は独立するスケジュールは考えていないわけですが、これをしていくためには、もっともっとこの事業を成功させて、浸透させていかないことにはだめだと思います。

今、うれしいことに設計士さんの物件、こういうものが今までなかったものが、これを行うことによって建築士さんの持ち込みの物件がふえてきている。これも大きな効果で、今までの業者の営業で足らなかった部分が、こういうところでも補われてきているというようなふう感じておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

建築士さんの持ち込みの物件がふえて、予定よりはもしかしたら件数がふえているであろうということは、かなりの人からも聞いておまして、それについては何の問題もないんですが、この支出と収入のバランスが、棟数がふえていっても、支出の方がどんどんふえて収入が減っていく図式のままで、村長さんが今のところは考えてみえないといって、じゃあこのルールを変えないままいくと、当然これはいつまでたっても拡散していつてしまう。さて、これがどうしたもんかということだけもう一度お伺いしておかないと、どういうふうに方針を変換させる予定なのか。今は方針はこの状態でいいとして、将来的にある程度の、何かの方法を変えない限りは、独立させるということが事実上不可能なものがどんどん構築されていつていく。要は、売り上げがふえればふえるほど赤字がふえるという仕組みのままで、ちょっとここが納得いかないので、もう一回そこだけお聞きしておきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

おっしゃるとおり、売り上げがふえればふえるほど村は支出がふえるわけですので、現状、じゃあいつこれをやめるか、新しく独立採算でやっていけるようにするのかということ、今言うということ、私にはしたくない。これは建築協同組合の皆様方が、もう少し自分たちの経営が軌道に乗り、村にもこれで多少なりとも雇用がふえるよというようなところまでは、ぜひ今のムードを維持して村も一生懸命支援をしていくと。パーセントを上げればフォレストスタイルはもうかるわけですが、フォレストスタイルがもうけるということは今は考えておりませんし、じゃあいつということも今は申し上げる時期ではないと思っております。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

5 番 今井保都君。

○5 番（今井保都君）

10ページの交通安全対策の特別交付金で、歳入の方で95万9,000円上がっていますが、ちょっとこれはお願いなんですけど、下呂白川線のみつば保育園の前の高橋のところの交差点、あそこはいつも交通の難所というのか、本当に死角のところで難儀するわけですが、最近大型のトラックが下呂白川線にかなりふえてきて、日夜問わず走っております。今この状態がだんだん伸びてきますと、もうあそこでもできれば信号が欲しくなって、運転手さんの方は、信号がない村だからこちらの方へ迂回すると安心して通れるというようなこともちょっと聞くわけですが、それはそれとして、交通量がふえて、本当にこれからまたふえる危険性もありますので、ぼちぼちあそこは本当に村としても信号をとりつける時期が来ているのではないかと思います。

村は、県が支出しないとできないわけですが、ちょっとそこら辺、村長も考えていただいておいてください。お願いしたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

危険なことは十分承知しております。今、両側が見えるように鏡をつけているわけですが、特にカーブのところの信号というのは、いろいろと問題もあるわけですので、よく検討して、交通安全協会の方とも一度相談をしてみたいと思います。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第9号）から議案第64号 平成22年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）までの5件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第60号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第9号）から議案第64号 平成22年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）までの5件は、原案のとおり可決されました。

◎同意第8号から同意第10号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第14、同意第8号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてから日程第16、同意第10号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでの3件を一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

それでは提案理由を説明いたします。

同意第8号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。東白川村固定資産評価審査委員会委員の任期満了につき次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。平成22年12月17日提出、東白川村長。

記、加茂郡東白川村神土4584番地、新田充、昭和22年1月13日生まれ。

この同意第8号につきましては、任期満了につき、3期お務めいただいた前任者、村雲寛様より今限りでの交代の申し出を受けましたので、次の方を選任したいと思いますので、議会の同意をお願い申し上げます。これは、ただいま申し上げました新田充様でございます。新田様は、皆さん御存じのとおり、長年、村の職員として勤め上げられ、固定資産評価についても精通されております。本人の同意もいただいておりますので、御審議の上、御決定をお願いしたいと思います。

なお、固定資産の評価委員会の委員につきましては、固定資産の評価額につき、住民から異議があったときに公平な立場で審査をいただくものでございます。

同意第9号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。東白川村固定資産評価審査委員会委員の任期満了につき次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。平成22年12月17日提出、東白川村長。

記、加茂郡東白川村越原2604番地、熊沢健、昭和9年4月16日生まれ。

この同意第9号、熊沢健様につきましては、再任をお願いするものでございます。熊沢様は、元村議会議員であり、議長経験もお持ちの方でございます。東白川村第4次総合計画の策定の折には、審議会委員として御尽力をいただきました。平成15年から2期お務めをいただいております、引き続き再任をお願いするものでございます。

同意第10号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。東白川村固定資産評価審査委員会委員の任期満了につき次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。平成22年12月17日提出、東白川村長。

記、加茂郡東白川村五加3038番地、今井直美、昭和25年6月10日生まれ。

この同意第10号につきましては、任期満了につき、1期お務めをいただいた前任者、今井照夫様より今期限りで交代の申し出を受けましたので、次の方を選任したいと思いますので、議会の同意をお願い申し上げます。五加3038番地、今井直美様でございます。今井様は下野にお住まいで、消防団本部幹部や自主防災会代表などの経験をお持ちの方で、本人の同意もいただいておりますので、御審議の上、御決定をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから各案件を順次採決します。

初めに、同意第8号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第8号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第9号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第9号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第10号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第10号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（服田順次君）

日程第17、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安倍徹君。

○議会運営委員長（安倍 徹君）

平成22年12月17日、東白川村議会議長 服田順次殿、議会運営委員会委員長 安倍徹。

閉会中の継続調査申し出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記 1. 会期及び会期延長の取り扱いについて。 2. 会期中における会議日程について。 3. 議事日程について。 4. 一般質問の取り扱いについて。 5. 議長の諮問事項に関する調査について。 6. その他議会運営上必要と認められる事項。以上でございます。

○議長（服田順次君）

お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（服田順次君）

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成22年第4回東白川村議会定例会を閉会します。

午後2時18分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員